

Nozomi EyeTM

公正認証・學習評価制度規程 Ver. 1.2

Nozomi LLC

2025 年 12 月 7 日

目次

前文 (Preamble)	18
第 1 章 総則	20
第 1 条 (目的)	20
第 2 条 (理念)	20
第 3 条 (公平性および公正性)	21
第 4 条 (適用範囲)	21
第 5 条 (制度構造)	21
第 6 条 (境界原則)	21
第 7 条 (AI の原則)	22
第 8 条 (著作権および制度資産)	22
第 9 条 (制度改訂)	22
第 2 章 定義 (Definitions)	23
第 10 条 (誠実性)	23
第 11 条 (誠実性の公理系)	23
第 12 条 (誠実性の四層構造)	23
第 13 条 (価値循環 : SCWEI)	23
第 14 条 (SCWEI の構成要素)	23
第 17 条 (探究科学)	24
第 19 条 (学習権)	24
第 21 条 (レイヤー)	24
第 23 条 (School)	24
第 24 条 (CEPO)	24
第 25 条 (EA)	24
第 26 条 (CESO)	24
第 27 条 (CSO)	24
第 28 条 (認定機関)	25
第 29 条 (LSP)	25
第 30 条 (PAO)	25

第 31 条 (境界原則)	25
第 33 条 (判断境界)	25
第 37 条 (情報境界)	25
第 41 条 (金流境界)	25
第 45 条 (境界違反)	26
第 97 条 (意味生成ログ)	26
第 98 条 (価値循環ログ)	26
第 99 条 (文明接続ログ)	26
第 100 条 (AI の総則)	26
第 101 条 (AI の制度的定義)	26
第 102 条 (弱 AI)	26
第 103 条 (強 AI)	27
第 104 条 (Assistive AI)	27
第 105 条 (Decision AI の禁止)	27
第 106 条 (AI 責任分界)	27
第 107 条 (AI ログ)	27
第 108 条 (Human-in-the-Loop 原理)	27
第 109 条 (整合性の定理)	28
第 110 条 (信頼生成の補題)	28
第 111 条 (誠実性の連続性補題)	28
第 112 条 (断絶の定理)	28
第 113 条 (制度的誠実性の必要条件)	28
第 114 条 (制度的誠実性の十分条件)	28
第 115 条 (誠実性と価値循環の結合定理)	28
第 116 条 (誠実性喪失の帰結)	29
第 117 条 (誠実性回復の補題)	29
第 118 条 (誠実性の制度継承)	29
第 119 条 (価値循環関数)	29
第 120 条 (価値生成ダイナミクス)	29
第 121 条 (価値相互作用)	30
第 122 条 (価値ネットワーク)	30
第 123 条 (ネットワーク安定性)	30
第 124 条 (均衡点と局所安定)	30
第 125 条 (価値停滞の条件)	30
第 126 条 (価値低下の条件)	31

第 127 条 (価値増大の条件)	31
第 128 条 (制度介入の効果)	31
第 129 条 (価値循環の制度的制約)	31
第 130 条 (価値循環の文明的位置)	31
第 176 条 (ログと境界の厳格解釈)	32
第 177 条 (曖昧性解消の原則)	32
第 178 条 (解釈の最終帰結)	32
第 179 条 (定義章の完結)	32
第 3 章 School (試験レイヤー)	33
第 180 条 (School の定義)	33
第 181 条 (School の使命)	33
第 182 条 (EX 試験)	33
第 183 条 (AC 試験)	33
第 184 条 (試験体系の独立性)	33
第 185 条 (作問原則)	34
第 186 条 (作問過程の独立性)	34
第 187 条 (AI 補助作問の許容範囲)	34
第 188 条 (施行原則)	34
第 189 条 (監督)	34
第 190 条 (採点基準)	34
第 191 条 (採点の中立性)	34
第 192 条 (合否判定)	34
第 193 条 (不正行為)	35
第 194 条 (処分)	35
第 195 条 (試験ログ)	35
第 196 条 (ログ利用制限)	35
第 197 条 (受検料)	35
第 198 条 (金流境界)	35
第 199 条 (監査)	35
第 200 条 (不適合時の措置)	36
第 201 条 (倫理原則)	36
第 4 章 CEPO (教育体験レイヤー)	37
第 202 条 (CEPO の定義)	37
第 203 条 (CEPO の使命)	37
第 204 条 (体験設計総則)	37

第 205 条 (学習者主体性)	37
第 206 条 (対話・協働)	37
第 207 条 (体験階層)	38
第 208 条 (体験の深化)	38
第 209 条 (安全管理)	38
第 210 条 (リスク評価)	38
第 211 条 (緊急対応)	38
第 212 条 (体験ログ)	38
第 213 条 (ログ保持)	38
第 214 条 (ログ利用禁止)	39
第 215 条 (ログの保存・廃棄)	39
第 216 条 (判断境界)	39
第 217 条 (情報境界)	39
第 218 条 (金流境界)	39
第 219 条 (誤認広告の禁止)	39
第 220 条 (オンライン原則)	40
第 221 条 (デジタルログ)	40
第 222 条 (AI 利用の制限)	40
第 223 条 (公共性)	40
第 224 条 (外部連携)	40
第 225 条 (内部憲章)	40
第 226 条 (役職)	40
第 227 条 (役職責務)	41
第 228 条 (倫理委員会)	41
第 229 条 (事前倫理審査)	41
第 230 条 (データ最小化)	41
第 231 条 (利害関係管理)	41
第 232 条 (広告規制)	41
第 233 条 (透明性文書)	41
第 234 条 (内部監査)	42
第 235 条 (改善計画)	42
第 236 条 (苦情処理)	42
第 237 条 (外部監査)	42
第 238 条 (AI 倫理)	42
第 239 条 (安全対応)	42

第 240 条 (体験中止権)	42
第 241 条 (外部提携の透明性)	42
第 242 条 (金流境界遵守)	42
第 243 条 (守秘義務)	43
第 244 条 (外部関係ログの管理)	43
第 245 条 (職務専念義務)	43
第 246 条 (越権行為の禁止)	43
第 247 条 (情報アクセス権の制限)	43
第 248 条 (スポンサー禁止)	43
第 249 条 (契約の透明性)	43
第 250 条 (リスクマネジメント)	44
第 251 条 (体験中止の基準)	44
第 252 条 (体験中止の決定手続)	44
第 253 条 (内部監査ログの保持)	44
第 254 条 (継続的改善)	44
第 255 条 (研修義務)	44
第 256 条 (研修履歴ログ)	44
第 257 条 (内部通報制度)	45
第 258 条 (内部通報者の保護)	45
第 259 条 (行政・外部機関への協力)	45
第 260 条 (誠実性文明への寄与)	45
第 5 章 EA (教育体験伴走支援レイヤー)	46
第 261 条 (EA の定義)	46
第 262 条 (EA の使命)	46
第 263 条 (EA の専門性)	46
第 264 条 (EA 資格)	46
第 265 条 (継続研修)	46
第 266 条 (主体性尊重)	47
第 267 条 (誘導禁止)	47
第 268 条 (心理的安全性)	47
第 269 条 (対話倫理)	47
第 270 条 (問い合わせ支援)	47
第 271 条 (省察支援)	48
第 272 条 (構造化支援)	48
第 273 条 (再設計支援)	48

第 274 条 (EA ログ)	48
第 275 条 (EA ログの保持)	48
第 276 条 (EA ログの利用禁止)	48
第 277 条 (体験ログとの分離)	49
第 278 条 (判断境界)	49
第 279 条 (情報境界)	49
第 280 条 (金流境界)	49
第 281 条 (AI 補助の範囲)	49
第 282 条 (AI 判断の禁止)	49
第 283 条 (AI 責任分界)	49
第 284 条 (重大違反)	49
第 285 条 (処分)	50
第 286 条 (再教育)	50
第 287 条 (EA 内部憲章)	50
第 288 条 (EA 組織の役職)	50
第 289 条 (倫理審査体制)	50
第 290 条 (社会接続支援)	51
第 291 条 (公共的責務)	51
第 292 条 (学習者の権利)	51
第 293 条 (尊厳の保護)	51
第 294 条 (Society 6.0 における役割)	51
第 295 条 (誠実性文明への寄与)	51
第 6 章 誠実性文明 (Sincere Civilization)	52
第 297 条 (目的)	52
第 298 条 (誠実性文明の定義)	52
第 299 条 (個人の次元)	52
第 300 条 (関係の次元)	52
第 301 条 (社会の次元)	52
第 302 条 (Society 6.0 の位置)	52
第 303 条 (制度との接続)	53
第 304 条 (公共的学習権)	53
第 305 条 (公共的認証権)	53
第 306 条 (AI の文明的位置づけ)	53
第 307 条 (AI 責任)	53
第 308 条 (AI の限界)	53

第 309 条 (世代間の責務)	53
第 310 条 (地球的責任)	54
第 311 条 (公共財としての制度)	54
第 312 条 (制度の開放性)	54
第 313 条 (文明の維持)	54
第 314 条 (文明の更新)	54
第 315 条 (理念優先)	54
第 316 条 (境界原則との整合)	54
第 7 章 CESO (成果評価レイヤー)	55
第 317 条 (CESO の定義)	55
第 318 条 (CESO の使命)	55
第 319 条 (Rubric の定義)	55
第 320 条 (Rubric の公開)	55
第 321 条 (Rubric の原則)	55
第 322 条 (Rubric の改訂)	56
第 323 条 (評価の独立)	56
第 324 条 (越権行為の禁止)	56
第 325 条 (影響排除)	56
第 326 条 (評価に利用可能な情報)	56
第 327 条 (ログ利用の禁止)	56
第 328 条 (AI 補助の限定)	57
第 329 条 (評価ログ)	57
第 330 条 (評価者の資格)	57
第 331 条 (複数評価)	57
第 332 条 (評価記録)	57
第 333 条 (再評価)	57
第 334 条 (判断境界)	57
第 335 条 (情報境界)	57
第 336 条 (金流境界)	58
第 337 条 (公平性)	58
第 338 条 (公正性)	58
第 339 条 (説明責任)	58
第 340 条 (差別禁止)	58
第 341 条 (AI 利用の透明性)	58
第 342 条 (Decision AI の禁止)	58

第 343 条 (AI 倫理審査)	58
第 344 条 (守秘義務)	58
第 345 条 (中立性義務)	59
第 346 条 (研鑽義務)	59
第 347 条 (認定機関への送付)	59
第 348 条 (拘束力)	59
第 349 条 (外部監査)	59
第 350 条 (不適合時の措置)	59
第 351 条 (用語の解釈)	59
第 352 条 (制度適用)	59
第 8 章 CSO (AI 分析レイヤー)	60
第 353 条 (CSO の定義)	60
第 354 条 (CSO の使命)	60
第 355 条 (AI 分析の範囲)	60
第 356 条 (AI 分析の限界)	60
第 357 条 (Assistive AI としての位置付け)	61
第 358 条 (AI ログ)	61
第 359 条 (AI ログの保持)	61
第 360 条 (AI ログの利用禁止)	61
第 361 条 (アクセス制御)	61
第 362 条 (AI モデル情報の管理)	61
第 363 条 (モデル変更ログ)	61
第 364 条 (バイアス管理)	62
第 365 条 (説明可能性)	62
第 366 条 (AI 倫理原則)	62
第 367 条 (AI 倫理審査)	62
第 368 条 (AI リスク管理)	62
第 369 条 (判断境界)	62
第 370 条 (情報境界)	63
第 371 条 (金流境界)	63
第 372 条 (専門性)	63
第 373 条 (守秘義務)	63
第 374 条 (利害関係排除)	63
第 375 条 (内部監査)	63
第 376 条 (外部監査)	63

第 377 条 (改善計画)	63
第 378 条 (分析結果の利用)	64
第 379 条 (認定機関との関係)	64
第 380 条 (用語の解釈)	64
第 381 条 (CSO 章の優先)	64
第 9 章 認定機関 (Accreditation Body)	65
第 382 条 (認定機関の定義)	65
第 383 条 (認定機関の使命)	65
第 384 条 (組織構成)	65
第 385 条 (独立性)	65
第 386 条 (兼務禁止)	65
第 387 条 (認定委員会の権限)	66
第 388 条 (認定基準)	66
第 389 条 (審査手続)	66
第 390 条 (認定ログ)	66
第 391 条 (学術委員会の権限)	66
第 392 条 (独立性)	66
第 393 条 (Rubric 改訂の透明性)	67
第 394 条 (倫理委員会の目的)	67
第 395 条 (審査対象)	67
第 396 条 (措置)	67
第 397 条 (内部監査)	67
第 398 条 (監査範囲)	67
第 399 条 (監査ログ)	68
第 400 条 (事務局の役割)	68
第 401 条 (金流管理)	68
第 402 条 (Zero-Holding 原則)	68
第 403 条 (申請)	68
第 404 条 (審査)	68
第 405 条 (決定)	69
第 406 条 (通知)	69
第 407 条 (異議申立)	69
第 408 条 (再審)	69
第 409 条 (最終決定)	69
第 410 条 (判断境界)	69

第 411 条 (情報境界)	69
第 412 条 (金流境界)	69
第 413 条 (利益相反)	70
第 414 条 (外観上の利益相反)	70
第 415 条 (透明性)	70
第 416 条 (年次報告)	70
第 417 条 (文明的整合)	70
第 418 条 (説明責任)	70
第 419 条 (外部監査)	70
第 420 条 (改善義務)	70
第 421 条 (条文解釈)	71
第 422 条 (規程整備)	71
第 10 章 金流 (Financial Flows)	72
第 423 条 (金流の定義)	72
第 424 条 (金流原則)	72
第 425 条 (公共性と金流)	72
第 426 条 (体験料 : CEPO)	72
第 427 条 (支援料 : EA)	72
第 428 条 (受検料 : School)	72
第 429 条 (AI 分析料 : CSO)	72
第 430 条 (認定料 : 認定機関)	73
第 431 条 (Zero-Holding 原則)	73
第 432 条 (金流の独立性)	73
第 433 条 (代理受領の禁止)	73
第 434 条 (金流記録)	73
第 435 条 (金流ログの保持)	73
第 436 条 (透明性)	73
第 437 条 (内部監査)	73
第 438 条 (外部監査)	74
第 439 条 (禁止行為)	74
第 440 条 (重大違反)	74
第 441 条 (誠実性との整合)	74
第 442 条 (価値循環との関係)	74
第 443 条 (文明的価値)	74
第 444 条 (用語の解釈)	75

第 445 条 (規程整備)	75
第 11 章 情報管理 (Information Governance)	76
第 446 条 (情報管理の目的)	76
第 447 条 (情報管理の原則)	76
第 448 条 (情報境界)	76
第 449 条 (ログ分離の原則)	76
第 450 条 (ログ結合の禁止)	77
第 451 条 (アクセス権の最小化)	77
第 452 条 (Zero-Access 原則)	77
第 453 条 (認定機関による限定確認)	77
第 454 条 (アクセスログ)	77
第 455 条 (データ分類)	77
第 456 条 (個人情報保護)	78
第 457 条 (暗号化)	78
第 458 条 (保持期間)	78
第 459 条 (廃棄)	78
第 460 条 (データ削除権)	78
第 461 条 (情報インシデント)	78
第 462 条 (初動対応)	78
第 463 条 (調査と再発防止)	79
第 464 条 (重大違反)	79
第 465 条 (透明性文書)	79
第 466 条 (公開情報)	79
第 467 条 (誠実性文明との整合)	79
第 468 条 (価値循環の維持)	79
第 469 条 (定義との整合性)	79
第 470 条 (規程整備)	80
第 12 章 AI ガバナンス (AI Governance)	81
第 471 条 (目的)	81
第 472 条 (適用範囲)	81
第 473 条 (AI の定義)	81
第 474 条 (人間中心性)	81
第 475 条 (AI 判断の禁止)	81
第 476 条 (透明性)	81
第 477 条 (説明可能性)	82

第 478 条 (公平性・非差別性)	82
第 479 条 (安全性と信頼性)	82
第 480 条 (補助としての AI)	82
第 481 条 (禁止領域)	82
第 482 条 (許容される生成行為)	82
第 483 条 (AI ログ)	83
第 484 条 (AI ログの保持)	83
第 485 条 (AI ログの利用禁止)	83
第 486 条 (AI モデル管理)	83
第 487 条 (モデル変更ログ)	83
第 488 条 (バイアス検証)	83
第 489 条 (説明可能性の確保)	83
第 490 条 (AI 倫理原則)	84
第 491 条 (AI 倫理審査)	84
第 492 条 (判断境界)	84
第 493 条 (情報境界)	84
第 494 条 (金流境界)	84
第 495 条 (透明性文書)	84
第 496 条 (外部公開)	85
第 497 条 (AI インシデントの定義)	85
第 498 条 (初動対応)	85
第 499 条 (再発防止)	85
第 500 条 (AI と誠実性文明)	85
第 501 条 (価値循環との整合)	85
第 502 条 (定義との整合)	85
第 503 条 (規程整備)	85
第 13 章 学習者保護 (Learner Protection)	86
第 504 条 (目的)	86
第 505 条 (適用範囲)	86
第 506 条 (尊厳の権利)	86
第 507 条 (心理的安全性)	86
第 508 条 (自己決定権)	86
第 509 条 (学習権)	86
第 510 条 (個人情報の保護)	87
第 511 条 (ログの守秘)	87

第 512 条 (アクセス権)	87
第 513 条 (誘導からの自由)	87
第 514 条 (安全な教育体験)	87
第 515 条 (誠実な伴走支援)	87
第 516 条 (公正な評価)	87
第 517 条 (透明な認定)	88
第 518 条 (AI 判断からの保護)	88
第 519 条 (AI 利用の説明)	88
第 520 条 (AI による誘導の禁止)	88
第 521 条 (差別の禁止)	88
第 522 条 (公平な扱い)	88
第 523 条 (ハラスメントの禁止)	88
第 524 条 (異議申立権)	88
第 525 条 (異議手続の独立性)	89
第 526 条 (救済措置)	89
第 527 条 (危機の定義)	89
第 528 条 (緊急措置)	89
第 529 条 (危機報告)	89
第 530 条 (誠実性文明との整合)	89
第 531 条 (価値循環への影響)	89
第 532 条 (解釈の優先)	89
第 533 条 (国際基準との整合)	90
第 534 条 (制度改訂)	90
第 14 章 制度構成員保護 (Anti-Harassment & Abuse Prevention)	91
第 535 条 (目的)	91
第 536 条 (適用範囲)	91
第 537 条 (カスハラの定義)	91
第 538 条 (安全に働く権利)	91
第 539 条 (不当要求を拒否する権利)	92
第 540 条 (対応中止権)	92
第 541 条 (一次対応)	92
第 542 条 (制度的措置)	92
第 543 条 (記録化)	92
第 544 条 (被害者の保護)	92
第 545 条 (制度秩序の維持)	93

第 546 条（価値循環の保護）	93
第 547 条（解釈）	93
第 548 条（規程整備）	93
第 15 章 内部通報制度（Whistleblowing）	94
第 549 条（目的）	94
第 550 条（適用範囲）	94
第 551 条（内部通報の定義）	94
第 552 条（通報対象）	94
第 553 条（内部通報者）	95
第 554 条（匿名性の保障）	95
第 555 条（不利益取扱いの禁止）	95
第 556 条（秘密保持）	95
第 557 条（通報窓口の設置）	95
第 558 条（窓口の独立性）	95
第 559 条（通報方法）	95
第 560 条（受付義務）	96
第 561 条（通報ログ）	96
第 562 条（調査開始）	96
第 563 条（調査主体）	96
第 564 条（調査範囲）	96
第 565 条（調査の文書化）	96
第 566 条（是正措置）	96
第 567 条（改善計画）	97
第 568 条（再発防止）	97
第 569 条（誠実性の回復機構）	97
第 570 条（価値循環と内部通報）	97
第 571 条（通報妨害の禁止）	97
第 572 条（虚偽通報）	97
第 573 条（解釈）	98
第 574 条（規程整備）	98
第 16 章 インシデント対応（Incident Response）	99
第 575 条（目的）	99
第 576 条（インシデントの定義）	99
第 577 条（迅速性）	99
第 578 条（安全性）	99

第 579 条 (誠実性)	99
第 580 条 (透明性)	100
第 581 条 (初動停止)	100
第 582 条 (初動報告)	100
第 583 条 (ログ保全)	100
第 584 条 (調査開始)	100
第 585 条 (調査主体)	100
第 586 条 (調査内容)	100
第 587 条 (調査報告書)	101
第 588 条 (是正措置の種類)	101
第 589 条 (改善計画)	101
第 590 条 (再発防止策)	101
第 591 条 (監査連携)	101
第 592 条 (調査の中立性)	102
第 593 条 (外観上の利害関係)	102
第 594 条 (誠実性文明との整合)	102
第 595 条 (価値循環への影響)	102
第 596 条 (解釈)	102
第 597 条 (規程整備)	102
第 17 章 監査 (Audit)	103
第 598 条 (目的)	103
第 599 条 (監査の定義)	103
第 600 条 (監査の原則)	103
第 601 条 (内部監査)	103
第 602 条 (外部監査)	103
第 603 条 (第三者監査)	104
第 604 条 (監査対象)	104
第 605 条 (監査計画)	104
第 606 条 (資料提出義務)	104
第 607 条 (協力義務)	104
第 608 条 (ヒアリング)	104
第 609 条 (監査評価)	105
第 610 条 (監査報告書)	105
第 611 条 (改善勧告)	105
第 612 条 (改善命令)	105

第 613 条 (改善計画 (CAP))	105
第 614 条 (再監査)	105
第 615 条 (重大違反)	105
第 616 条 (一時停止)	106
第 617 条 (認証停止)	106
第 618 条 (監査結果の透明性)	106
第 619 条 (改善状況の公開)	106
第 620 条 (監査ガイドラインとの整合)	106
第 621 条 (教育組織への適用)	106
第 622 条 (誠実性文明との連動)	106
第 623 条 (価値循環への寄与)	106
第 624 条 (解釈)	107
第 625 条 (監査規程の整備)	107
第 18 章 著作権・権利体系 (Intellectual Property & Rights)	108
第 626 条 (目的)	108
第 627 条 (権利主体)	108
第 628 条 (制度著作物)	108
第 629 条 (保護される著作物)	108
第 630 条 (学習者の著作権)	109
第 631 条 (学習者生成物の利用許諾)	109
第 632 条 (匿名化利用)	109
第 633 条 (名称の保護)	109
第 634 条 (ロゴの保護)	109
第 635 条 (不正利用の禁止)	109
第 636 条 (無断利用の禁止)	109
第 637 条 (利用許諾)	109
第 638 条 (非営利利用)	110
第 639 条 (禁止される教育的利用)	110
第 640 条 (AI モデル設計情報の保護)	110
第 641 条 (AI ログの権利)	110
第 642 条 (AI 生成物の取扱い)	110
第 643 条 (制度設計文書の権利)	110
第 644 条 (制度構造の模倣等)	110
第 645 条 (外部制度との連携)	111
第 646 条 (機密情報)	111

第 647 条（公開情報）	111
第 648 条（誠実性文明との整合）	111
第 649 条（価値循環の保護）	111
第 650 条（解釈）	111
第 651 条（規程整備）	112

前文 (Preamble)

人間は、生を受けた瞬間から、世界に触れ、世界に揺さぶられ、世界の中で問いを抱き続ける存在である。問いは、人間の内奥に灯される最初の光であり、観察し、意味づけし、行動し、再び世界に向かい直す営みは、文明が誕生したその時から続く永遠の循環である。

この循環は、個人の内部に閉じた出来事ではなく、対話し、関係を結び、他者と世界を共に再構成することで深まり、この探究の循環こそが、社会をつくり、価値を生み、未来をひらき、文明を前へと進めてきた。

しかし、歴史は長く証言している。人が学び、問い合わせ、考え、再構成する力は、しばしば権力、不平等、偏見、恣意、情報の独占、金銭の影響、技術の乱用によって歪められ、人間の尊厳と可能性が奪われてきた。学ぶという営みは、本来自由と尊厳に根ざした行為であるにもかかわらず、それは幾度も不當に制限されてきた。

ゆえに、私たちは確信する。学びは守られなければならない。そして学びを守ることは、人間を守ることであり、社会を守ることであり、未来を守ることである。

一 誠実性 (Sincerity) の制度化とその四層構造

誠実性とは、人間が自らの内奥と世界に対して、常に誠実であろうとする不断の努力である。しかし誠実性は、個人の気まぐれや情緒に依存する徳性ではなく、制度がその構造によって支え、保障しなければならない公共能力 (Public Capacity) である。

本制度は、誠実性を以下の四層として構造化し、制度の中核に位置づける。

- 外的誠実性：意図・行為・説明・責任が整合し、他者に説明可能であること。
- 内的誠実性：自らの問い合わせ・意図・省察が一致し、自己と対話し続けること。
- 制度的誠実性：判断・情報・金流が構造として不正や越権を許さない状態であること。
- 文化的誠実性：社会が対話と相互理解を重んじ、敬意と共感が文化として根づくこと。

二 価値循環 (SCWEI) の条文化

学びによって生じる価値は、個人の洞察 (Personal Commons) から、関係性の成熟 (Relational Commons)、そして公共的価値 (Civic Commons) へと循環する。

価値循環は、以下の三要素で評価される。

- 速度 (Pace)：価値がどれほど迅速に社会へ届くか。
- 質 (Quality)：価値がどれほど深く意味を持って伝達されるか。
- 濃度 (Density)：価値が個人・関係・社会のどれだけ多くに影響するか。

学びは公共財であり、制度は価値循環を阻害するのではなく促進しなければならない。

三 探究科学 (Inquiry Science) の存在論的地位

探究とは、観察・問い合わせ・仮説・行動・分析・省察・再設計から成る、人間の存在論的営みである。探究は正解を得るための手段ではなく、世界を理解し、他者とともに再構成し、未来を創る実践である。

制度は探究科学を学習・支援・評価・認定のすべての原理として採用する。

四 AI 協働原理 (Human-in-the-Loop)

AI は構造可視化・分析支援・思考補助を行うが、価値判断・認定判断の主体にはならない。

制度は以下の原則を採用する。

- AI の能力：認知補助・意味補助・構造補助・視点提示・分析支援
- AI の限界：判断・価値決定・認定・序列化は禁止
- AI の役割：提案のみ（決定は禁止）
- 人間の責任：判断と説明と責任は必ず人間に帰属する

五 未来社会 (Society 6.0) と公共的学習権

Society 6.0 は、誠実性を基盤とし、価値循環と探究科学、AI 協働原理を中心とした未来社会である。

すべての個人は公共的学習権 (Right to Learn Publicly) と公共的認証権 (Right to Public Recognition) を有する。

六 誠実性文明への道

本制度は、教育・研究・行政・産業・地域社会を横断して人間と社会の成熟を支える誠実性文明 (Sincere Civilization) の礎を築く。

私たちはここに、Nozomi Eye™ 公正認証・学習評価制度規程 Ver. 1.2 を公布する。

第1章 総則

(目的)

第1条 本制度は、誠実性（Sincerity）を最高規範とし、価値循環（SCWEI）、探究科学（Inquiry Science）、人間とAIの協働原理（Human-in-the-Loop）および境界原則（判断・情報・金流）を制度構造として確立することにより、学習者が主体的・自律的に価値を生成し、個人・関係・社会の成熟と公共性の高まりに寄与する学習・支援・評価・認定の統合基盤を構築することを目的とする。

(理念)

第2条 本制度は、次の理念に基づき運用される。

一 誠実性（Sincerity）

意図・行為・説明・信頼の整合を重視し、誤りは隠蔽されるべき失敗ではなく、誠実性を再構成する契機と捉える。誠実性は個人の資質ではなく、制度構造が支えるべき公共能力であり、すべての条項の解釈において最優先される。

二 価値循環（SCWEI）

価値が個人（Personal）、関係（Relational）、社会（Civic）を循環する構造を支え、価値の速度・質・濃度の向上を制度のミッションとする。制度は価値の滞留・閉塞を防ぎ、価値生成を持続的に再起動する。

三 探究科学（Inquiry Science）

観察、問い合わせ、仮説、行動、分析、省察、再設計の過程を学びの存在論的基盤とし、内発的探究を尊重する。誘導・結論強制・価値観押しつけを排し、学習者の問い合わせの生成能力そのものを保護する。

四 Human-in-the-Loop 原理

AIは可視化・整理・補助的推論に限定され、価値判断・合否判定・認定判断を行わない。最終判断は常に人間に帰属し、人間が説明責任を負う。AI利用の透明性・説明可能性・責任分界が制度的に保証される。

五 公共性・多様性・文明性

本制度は公共的学習権および公共的認証権の保障を目的とし、多様な文化・価値・背景を尊重し、差別や不当な疎外を一切許容しない。制度はSociety 6.0の理念および誠実性文明（Sincere Civilization）と整合し、

社会の公共善のために運用される。

(公平性および公正性)

第3条 制度における公平性および公正性は、次により構造的に保証される。

- 一 公平性 (Fairness) : 学習者が属性・背景・経済状況その他によらず、同一の基準・手続で扱われること。
- 二 公正性 (Justice) : 判断・評価・認定が透明かつ正当な根拠に基づき行われること。
- 三 制度的担保 : 公平性・公正性は個人の善意ではなく、境界原則およびログ管理によって制度的に担保される。

(適用範囲)

第4条 本制度は Nozomi LLC が管理し、認定機関が認証した School、CEPO、EA、CESO、CSO に適用される。レイヤー外 (Meta) は制度判断に関与せず、理念的・公共的助言のみに限定される。

(制度構造)

第5条 本制度は、次の六つの独立したレイヤーから構成される。

- 一 School (試験)
 - 二 CEPO (教育体験)
 - 三 EA (伴走支援)
 - 四 CESO (成果評価)
 - 五 CSO (AI 分析)
 - 六 認定機関 (最終認定)
-
- 2 各レイヤーは権限・情報・金流が制度構造として分離され、相互干渉をしてはならない。
 - 3 レイヤー外 (Meta) は判断・評価・認定に関与しない。

(境界原則)

第6条 境界原則とは、次の三領域を制度構造として分離し、混在・干渉・越権を禁止する原理をいう。

- 一 判断境界 (Decision Boundary) : 合否・評価点・認定判断を行う権限領域の分離。
- 二 情報境界 (Information Boundary) : 全ログ (試験・体験・支援・AI・評価・認定) の保持領域の分離。

三 金流境界 (Financial Boundary)：受検料・体験料・支援料・AI 分析料・認定料の受領主体の分離。

2 境界原則は制度解釈における最優先規範とし、例外を認めない。

(AI の原則)

第 7 条 AI は補助的行為（構造化・要点整理・比較補助等）に限定され、次の行為を行ってはならない。

- 一 評価点の決定
- 二 合否判定
- 三 認定判断
- 四 能力・人格・属性の推定
- 五 序列化・ラベリング

2 AI 利用の透明性および説明可能性は制度的に保証される。

3 AI 出力に対する最終判断責任は常に人間にある。

(著作権および制度資産)

第 8 条 本制度における試験問題、Rubric、体験設計指針、制度設計文書、図表、名称その他の制度著作物の著作権は Nozomi LLC に帰属する。

(制度改訂)

第 9 条 本制度の改訂は、誠実性公理、価値循環 (SCWEI)、探究科学、Human-in-the-Loop 原理、国際基準 (UDHR、ICCPR、OECD、UNESCO、ISO/IEC) との整合を損なわない範囲で、認定機関が行うものとする。

第 2 章 定義 (Definitions)

(誠実性)

第 10 条 誠実性 (Sincerity) とは、存在、意図、行為、説明、信頼が相互に整合し、矛盾なく結びついた状態をいう。

(誠実性の公理系)

第 11 条 誠実性は次の公理により定義される。

- 一 意図は説明可能でなければならない。
- 二 行為は意図と一致しなければならない。
- 三 説明は行為の全過程を覆う義務を負う。
- 四 信頼は行為と説明の一致から生成される。
- 五 誤りは誠実性断絶ではなく、再構成の契機である。
- 六 誠実性は制度構造が保証すべき公共能力である。

(誠実性の四層構造)

第 12 条 誠実性は次の四層から構成される。

- 一 外的誠実性 (責任・説明の整合)
- 二 内的誠実性 (意図・省察の整合)
- 三 制度的誠実性 (境界原則の機能)
- 四 文化的誠実性 (対話・相互理解)

(価値循環 : SCWEI)

第 13 条 価値循環 (SCWEI) とは、個人 (Personal)、関係 (Relational)、社会 (Civic) の三領域における価値が循環し、その速度・質・濃度によって社会の成熟度を測定する構造をいう。

(SCWEI の構成要素)

第 14 条 SCWEI は次の三要素により評価される。

- 一 価値循環速度

- 二 値値循環質
- 三 値値循環濃度

(探究科学)

第17条 探究科学とは、観察、問い合わせ、仮説、行動、分析、省察、再設計から構成される学習の存在論的過程をいう。

(学習権)

第19条 学習権とは、問う・学ぶ・探究するための公共的権利をいう。

(レイヤー)

第21条 レイヤーとは、権限・情報・金流が分離された制度構造の機能単位をいう。

(School)

第23条 School とは EX ／ AC 試験の企画・作問・施行・採点・合否判定を行う唯一の試験レイヤーである。

(CEPO)

第24条 CEPO とは教育体験を提供し、体験ログを保持するレイヤーである。

(EA)

第25条 EA とは、学習者の問い合わせ・省察・意味生成を支援し、EA ログを保持するレイヤーである。

(CESO)

第26条 CESO とは Rubric に基づく成果評価を行うレイヤーである。

(CSO)

第27条 CSO とは AI による構造分析・可視化補助を行うレイヤーである。

(認定機関)

第 28 条 認定機関とは、CESO 評価に基づき最終的な認定判断を行うレイヤーである。

(LSP)

第 29 条 LSP (Learning Support Provider) とは、学習空間・設備・オンライン環境など、学習のための物理的・情報的環境を提供するレイヤー外機関をいう。LSP は試験・評価・認定・伴走支援には関与せず、境界原則（判断・情報・金流）の順守のもとで中立的な学習環境のみを提供する。

(PAO)

第 30 条 PAO (Public Advisory Organization) とは、制度全体に対して第三者的な助言を行うレイヤー外の公共的組織をいう。PAO は試験・評価・認定等の個別判断には関与せず、制度の透明性・公共性の向上に資する提言を行う。

(境界原則)

第 31 条 境界原則とは、判断・情報・金流の三領域を制度構造として分離し、相互干渉を禁止する原理をいう。

(判断境界)

第 33 条 判断境界とは、合否・評価点・認定可否の判断権限が School・CESO・認定機関のいずれかに限定され、CEPO・EA・CSO は判断に関与できないことをいう。

(情報境界)

第 37 条 情報境界とは、ログがレイヤー内部でのみ保持され、他レイヤーとの共有・混在・参照が禁止される原理をいう。

(金流境界)

第 41 条 金流境界とは、体験料・支援料・受検料・AI 分析料・認定料がレイヤーごとに分離され、代理受領・混在・配分を禁止する原理をいう。

(境界違反)

第 45 条 判断権限の越権、ログ混在、金流混在、AI 判断はすべて境界違反とし、重大制度違反として扱う。

(意味生成ログ)

第 97 条 意味生成ログとは、学習者が探究過程を通じて認識や価値観を再構成した内容を記録したログをいう。

(価値循環ログ)

第 98 条 価値循環ログとは、CEPO・EA 支援等により生成された価値が、個人 (Personal) から関係 (Relational)、社会 (Civic) へと循環した過程を記録したログをいう。

(文明接続ログ)

第 99 条 文明接続ログとは、学習・支援・体験・評価・認定が、誠実性文明 (Sincere Civilization) の理念および Society 6.0 の構想とどのようにつながったかを記録したログをいう。

(AI の総則)

第 100 条 AI (Artificial Intelligence) とは、自然言語処理・機械学習・統計的推論・生成モデルその他の計算技術を用いて、構造化、可視化、分析補助を行う人工的システムをいう。AI は意識・意図・倫理性・価値判断能力を持たないものとし、制度上の判断主体とはならない。

(AI の制度的定義)

第 101 条 AI は、人間の探究を補助する制度補助技術として扱われ、構造可視化、情報整理、視点提示の補助に限定される。価値判断、能力判断、合否判定、認定判断、ラベリングを行ってはならない。

(弱 AI)

第 102 条 弱 AI (Weak AI) とは、限定領域における推論・生成・可視化等の補助行為を行う AI をいう。弱 AI は本制度における Assistive AI の主要形態である。

(強 AI)

第 103 条 強 AI (Strong AI) とは、概念上、汎用的認知能力や自律的意図形成を有するとされる AI をいう。本制度は強 AI の存在を前提とせず、制度主体・判断主体としては認めない。

(Assistive AI)

第 104 条 Assistive AI とは、構造可視化、要点整理、視点候補提示、比較補助、意味補助等、探究支援に必要な補助的行為のみを行う AI をいう。

2 Assistive AI は以下の行為を行ってはならない。

- 一 結論の生成
- 二 個人能力の推定
- 三 値値判断の提示
- 四 序列化・ランク付け
- 五 評価点・合否の直接決定

(Decision AI の禁止)

第 105 条 Decision AI (判断 AI) とは、合否・評価点・認定可否等の制度判断を行う AI をいう。Decision AI は本制度において全面禁止とする。

(AI 責任分界)

第 106 条 AI の出力に対する採否・判断・説明責任は、常に人間に帰属する。

(AI ログ)

第 107 条 AI ログとは、AI による構造化情報、解析補助、特微量抽出、視点候補等の生成過程および結果を記録したログをいう。AI ログは CSO 内部にのみ保持され、他レイヤーに提供してはならない。

(Human-in-the-Loop 原理)

第 108 条 制度内のすべての意思決定は人間が主体となって行い、AI は補助的役割に限定される。

2 AI 利用の透明性および説明可能性は制度的に保証される。

(整合性の定理)

第 109 条 誠実性公理（第 11 条）を満たす主体は、すべての時点 t において、意図 $I(t)$ 、行為 $A(t)$ 、説明 $E(t)$ 、信頼 $T(t)$ に矛盾を生じない。

(信頼生成の補題)

第 110 条 行為 $A(t)$ と説明 $E(t)$ の整合が継続する場合、信頼 $T(t)$ は単調非減少関数となる。

(誠実性の連続性補題)

第 111 条 誠実性は、誤りや不整合が発生した場合でも自己申告・訂正・説明が誠実に行われば連続的に回復しうる。

(断絶の定理)

第 112 条 意図と行為の恣意的乖離、または説明義務の故意の放棄が発生した場合、誠実性は断絶し、信頼 $T(t)$ は連続性を失う。

(制度的誠実性の必要条件)

第 113 条 制度的誠実性が成立するための必要条件は、判断境界・情報境界・金流境界の遵守である。

(制度的誠実性の十分条件)

第 114 条 境界原則の遵守に加え、ログ分離、AI 判断の禁止、金流分離、および透明性が適正に維持されている場合、制度的誠実性は十分条件を満たすものとする。

(誠実性と価値循環の結合定理)

第 115 条 誠実性が保持されている場合、価値循環 $C(t)$ は停滞せず、

$$\frac{dC}{dt} \geq 0$$

を満たす。

(誠実性喪失の帰結)

第 116 条 次のいずれかの場合、誠実性は喪失し重大違反となる。

- 一 意図と行為の恣意的乖離
- 二 説明義務の故意の放棄
- 三 ログの隠蔽・改ざん
- 四 境界原則違反
- 五 AI 判断 (Decision AI) の使用

(誠実性回復の補題)

第 117 条 誠実性の喪失が意図的でなく、自己申告・訂正・説明が迅速に行われた場合、誠実性は回復しうる。

(誠実性の制度継承)

第 118 条 誠実性は個人の徳性ではなく、制度・文化・手続によって継承され、学習者・支援者・評価者・認定者がそれぞれの立場で育む価値である。

(価値循環関数)

第 119 条 価値循環関数 $C(t)$ は、次の三価値の総和として定義される。

$$C(t) = P(t) + R(t) + S(t)$$

ここで $P(t)$ は個人価値、 $R(t)$ は関係価値、 $S(t)$ は社会価値を表す。

(価値生成ダイナミクス)

第 120 条 価値生成の過程は、次の連立微分方程式により定義される。

$$\frac{dP}{dt} = f_1(P, R, S, u_1, \alpha_1), \quad \frac{dR}{dt} = f_2(P, R, S, u_2, \alpha_2), \quad \frac{dS}{dt} = f_3(P, R, S, u_3, \alpha_3)$$

ここで u_i は制度介入、 α_i は固有応答特性を示す。

(価値相互作用)

第 121 条 三価値 P, R, S は次の相互作用を持つ。

- 一 P は R の形成に寄与し、 R は S の形成に寄与する。
- 二 S の変化は再び P に影響し、循環を形成する。
- 三 いずれかの価値が極端に低下した場合、他価値の生成能力も低下する。

(価値ネットワーク)

第 122 条 価値ネットワーク G は次の組で定義される。

$$G = (V, E)$$

ここで V は価値主体の集合、 E は価値の流れ・強度・方向を示す。

(ネットワーク安定性)

第 123 条 ネットワークの安定性は以下により定義される。

- 一 連結性 (Connectivity)
- 二 クラスタ構造 (Clustering)
- 三 中心性 (Centrality)
- 四 平均最短経路長 (Path Length)
- 五 流量 (Flow Capacity)

(均衡点と局所安定)

第 124 条 均衡点 (P^*, R^*, S^*) が存在するとき、Jacobian 行列 J の固有値の実部がすべて負であれば、価値循環は局所安定とする。

(価値停滞の条件)

第 125 条 次の場合、価値循環は停滞 (Stagnation) したものとみなす。

- 一 $\frac{dP}{dt} = 0$
- 二 $\frac{dR}{dt} = 0$
- 三 $\frac{dS}{dt} = 0$
- 四 ネットワーク連結性の破壊

五 境界原則違反による価値生成自由度の欠損

(価値低下の条件)

第 126 条 価値循環が低下しているとは、

$$\frac{dC}{dt} < 0$$

を満たす場合をいう。

(価値増大の条件)

第 127 条 価値循環が増大するとは、

$$\frac{dC}{dt} > 0$$

であり、誠実性・透明性・探究科学・境界原則が維持されている場合に成立する。

(制度介入の効果)

第 128 条 制度介入 u_1, u_2, u_3 が誠実性公理および境界原則に適合する場合、価値循環は非負方向 ($\frac{dC}{dt} \geq 0$) に向かう。

(価値循環の制度的制約)

第 129 条 次の場合、制度介入により SCWEI を向上させてはならない。

- 一 不正による価値擬似増加
- 二 歪んだ評価による価値の偽活性化
- 三 金流混在による不正な価値生成

(価値循環の文明的位置)

第 130 条 価値循環 (SCWEI) は、個人・関係・社会の成熟を支える文明的基盤であり、制度運用の基準として扱う。

(ログと境界の厳格解釈)

第 176 条 ログおよび境界原則に関する用語は、制度安全性・中立性の観点から、最も厳格な方向で解釈されるものとする。

(曖昧性解消の原則)

第 177 条 条文が複数の解釈可能性を持つ場合、誠実性・公平性・公正性・価値循環を損なわないよう、曖昧さを解消する方向で解釈しなければならない。

(解釈の最終帰結)

第 178 条 制度解釈の最終的な帰結は、誠実性文明 (Sincere Civilization) の理念に照らし、制度が人間および社会の成熟に資する方向でなければならない。

(定義章の完結)

第 179 条 本章に定める定義は、本制度の語彙・概念・原理の基盤を構成し、以後の各章条項は、本章の定義と整合的に解釈されなければならない。

第3章 School (試験レイヤー)

(School の定義)

第180条 School とは、EX 試験および AC 試験の企画、作問、施行、監督、採点、合否判定を行う、本制度における唯一の試験レイヤーである。

(School の使命)

第181条 School の使命は、次に掲げる事項により達成される。

- 一 学習者の尊厳と心理的安全性の保護
- 二 誠実性・公平性・公正性に基づく試験運用
- 三 探究科学の基盤能力（観察・構造化・論理理解等）の測定
- 四 境界原則（判断・情報・金流）の厳格な遵守
- 五 外部干渉・誘導・不正の影響を制度構造から取り除くこと

(EX 試験)

第182条 EX 試験 (Exploration Examination) とは、観察、基礎推論、言語構造理解、情報整理等、探究科学の基幹能力を測定するための試験をいう。

(AC 試験)

第183条 AC 試験 (Applied Cognition Examination) とは、問い合わせの構造化、仮説形成、説明構築、意味理解等、応用的探究能力を測定する試験をいう。

(試験体系の独立性)

第184条 EX 試験および AC 試験は CEPO、EA、CESO、CSO の影響を受けず、School の責任において独立して設計されなければならない。

(作問原則)

第 185 条 作問は誠実性、透明性、公平性、公正性に基づき行われ、学習者の文化的背景・価値観・個人的状況による不利を生じさせてはならない。

(作問過程の独立性)

第 186 条 作問過程は School の内部で完結し、CEPO、EA、CESO、CSO、および外部団体は作問に関与、示唆、影響を与えてはならない。

(AI 補助作問の許容範囲)

第 187 条 AI は構造化・視点整理等の補助として利用できるが、AI が直接問題文・選択肢・模範解答を生成してはならない。最終責任は作問者が負う。

(施行原則)

第 188 条 試験は対面・オンラインいずれの形式でもよいが、心理的安全性、監督可能性、本人確認の確実性を確保しなければならない。

(監督)

第 189 条 監督者は中立的立場を保持し、試験中に学習者へ示唆・誘導・助言等を行ってはならない。

(採点基準)

第 190 条 採点基準は事前公開を原則とし、その透明性および妥当性を確保しなければならない。

(採点の中立性)

第 191 条 採点は複数名による相互検証方式を原則とし、必要に応じて再採点を行う。

(合否判定)

第 192 条 合否判定は School の専権事項とし、AI による判定は全面禁止する。

(不正行為)

第 193 条 以下の行為は不正行為とする。

- 一 替え玉受検
- 二 外部通信・カンニング行為
- 三 AI による答案生成の隠蔽利用
- 四 監督者妨害
- 五 問題漏洩

(処分)

第 194 条 不正行為が認められた場合、受検無効、受検資格停止、制度利用資格の喪失、登録抹消、資格取消等の措置を行う。

(試験ログ)

第 195 条 試験ログは School が保持し、他レイヤーに提供してはならない。試験ログには問題生成ログ、監督ログ、採点過程ログ、合否根拠ログが含まれる。

(ログ利用制限)

第 196 条 試験ログは監査およびインシデント対応にのみ利用でき、CEPO・EA・CESO・CSO は試験ログを閲覧してはならない。

(受検料)

第 197 条 受検料は School のみが直接受領し、金流境界に基づき他レイヤーの介在を禁止する。

(金流境界)

第 198 条 受検料は Zero-Holding 原則に従い、中継・配分・混在してはならない。

(監査)

第 199 条 School は認定機関による外部監査を受ける義務を負う。

(不適合時の措置)

第 200 条 監査において基準不適合が認められた場合、改善命令、運用停止、資格停止等の措置を行う。

(倫理原則)

第 201 条 School の構成員は、以下を誠実に遵守する。

一 学習者の尊厳の保護

二 公平性・公正性の維持

三 中立性の保持

四 境界原則の完全遵守

五 AI 判断の禁止

第4章 CEPO（教育体験レイヤー）

（CEPO の定義）

第202条 CEPO（Certified Educational Practice Organization）とは、探究科学の過程（観察・問い合わせ・仮説・行動・分析・省察・再設計）を基盤に、学習者へ教育体験を提供し、体験ログを保持する唯一の教育体験レイヤーである。

（CEPO の使命）

第203条 CEPO の使命は、次に掲げる事項により達成される。

- 一 誠実性（Sincerity）の理念のもとで、学習者の主体的探究を守ること。
- 二 値値循環（SCWEI）の速度・質・濃度を高める教育体験を提供すること。
- 三 探究科学（Inquiry Science）の過程を尊重し、誘導や結論の押し付けを行わないこと。
- 四 心理的安全性の確保および尊厳の保護。
- 五 境界原則（判断・情報・金流）の厳格な遵守。
- 六 教育的中立性、公共性を維持し、企業・政治・宗教的影響を受けないこと。

（体験設計総則）

第204条 体験設計は誠実性、透明性、非誘導性、多様性、公共性に基づいて行う。

（学習者主体性）

第205条 CEPO は、学習者自身の問い合わせの生成と選択を尊重し、体験の結論や価値観を誘導してはならない。

（対話・協働）

第206条 CEPO は学習者同士の対話・協働・相互理解を促進し、攻撃・不当な排他的行動・嘲笑・侮蔑等を禁止する。

(体験階層)

第 207 条 教育体験は次の四段階で構成される。

- 一 Level 1：観察・記述
- 二 Level 2：問い合わせ・仮説形成
- 三 Level 3：行動・協働・検証
- 四 Level 4：意味生成・社会接続

(体験の深化)

第 208 条 CEPO は、体験階層に応じて探究を深化させ、価値循環 (SCWEI) の質的向上を支える体験を設計しなければならない。

(安全管理)

第 209 条 CEPO は心理的・身体的・情報的安全を最優先し、ISO 45003 に準拠した安全体制を構築する。

(リスク評価)

第 210 条 体験開始前にリスク評価を行い、その内容を学習者へ説明しなければならない。

(緊急対応)

第 211 条 心理的危機、暴力、事故、不適切行為等が発生した場合、CEPO は体験を即時停止し、学習者の安全を最優先する。

(体験ログ)

第 212 条 体験ログとは、参加記録、観察記録、行動記録、対話、生成物等、教育体験に関連するすべての記録をいう。

(ログ保持)

第 213 条 体験ログは CEPO 内部のみに保持され、School・EA・CESO・CSO・認定機関に提供してはならない。

(ログ利用禁止)

第 214 条 以下の用途で体験ログを利用することは禁止される。

- 一 試験の合否判定
- 二 評価点の決定
- 三 認定判断
- 四 学習者の序列化・選別
- 五 広告・勧誘・営業利用

(ログの保存・廃棄)

第 215 条 体験ログは合理的期間保持し、期間経過後は復元不能な方法で廃棄しなければならない。

(判断境界)

第 216 条 CEPO は試験・評価・認定に直接または間接に影響を与える行為（示唆・誘導）を行ってはならず、判断境界を侵害してはならない。

(情報境界)

第 217 条 CEPO は EA ログ、試験ログ、評価ログ、AI ログ、認定ログなど、他レイヤーのログにアクセスしてはならない。

(金流境界)

第 218 条 CEPO が受領できるのは体験料のみであり、受検料、支援料、評価料、AI 分析料、認定料を受領してはならない。

(誤認広告の禁止)

第 219 条 「CEPO を受講すると合格に有利」「認定が容易になる」など、試験・評価・認定に誤解を与える表示を禁止する。

(オンライン原則)

第 220 条 オンライン体験も対面と同様に、誠実性・安全性・心理的安全性・境界原則を維持しなければならない。

(デジタルログ)

第 221 条 オンライン環境で生成された投稿、チャット、共同作業記録等も体験ログとする。

(AI 利用の制限)

第 222 条 Assistive AI は体験設計補助に限り利用でき、学習者の価値判断や結論形成を代替してはならない。

(公共性)

第 223 条 CEPO は特定の利益団体（政治・宗教・営利等）の影響を受けず、公共的・中立的立場で運営される。

(外部連携)

第 224 条 外部機関と連携する場合も、誠実性、公平性、境界原則の遵守を最優先とし、体験の誘導や価値偏向があってはならない。

(内部憲章)

第 225 条 CEPO は理念・誠実性公理・境界原則に基づき、内部憲章（CEPO Charter）を制定しなければならない。

(役職)

第 226 条 CEPO は次の役職を置く。

- 一 代表者
- 二 体験設計責任者
- 三 心理的安全責任者

- 四 倫理責任者
- 五 データ管理責任者
- 六 広報責任者
- 七 リスク管理責任者

(役職責務)

第 227 条 各役職者は、誠実性、公平性、心理的安全性、境界原則の遵守を義務とし、体験の質を保証する。

(倫理委員会)

第 228 条 体験設計・AI 利用・苦情対応に関する審査を行う倫理委員会を設置する。

(事前倫理審査)

第 229 条 新規体験・新規 AI 利用は、倫理委員会の事前審査と承認を要する。

(データ最小化)

第 230 条 体験ログは GDPR および ISO/IEC 27701 に準拠し、必要最小限の記録に限定される。

(利害関係管理)

第 231 条 CEPO 構成員は利害関係を申告し、必要に応じ役務分離を行う。

(広告規制)

第 232 条 体験内容、対象者、リスク、安全性などについて虚偽または誤解を与える表示をしてはならない。

(透明性文書)

第 233 条 CEPO は透明性文書 (Transparency Statement) を作成し、体験目的、安全対策、AI 利用方針等を公開する。

(内部監査)

第 234 条 CEPO は年一回以上、体験・安全・倫理・ログ管理に関する内部監査を行う。

(改善計画)

第 235 条 監査指摘がある場合、改善計画 (CAP) を策定し、実施する。

(苦情処理)

第 236 条 学習者の苦情を誠実に受け止め、記録し、迅速に対応しなければならない。

(外部監査)

第 237 条 CEPO は認定機関による監査に協力しなければならない。

(AI 倫理)

第 238 条 AI 利用は倫理審査を経て承認された範囲に限り許可される。

(安全対応)

第 239 条 事故・危機発生時には即時体験を停止し、安全を最優先する。

(体験中止権)

第 240 条 心理安全責任者、体験設計責任者、倫理責任者は、危険が認められる場合、体験を即時中止する権限を持つ。

(外部提携の透明性)

第 241 条 外部機関との提携内容および資金流入は透明性をもって記録され、必要に応じて公開される。

(金流境界遵守)

第 242 条 体験料は CEPO のみが受領し、他レイヤーの金流と混在してはならない。

(守秘義務)

第 243 条 CEPO 構成員は、体験ログ、個人情報、対話内容その他の機密情報について守秘義務を負い、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

(外部関係ログの管理)

第 244 条 外部組織との接触内容は外部関係ログに記録し、倫理委員会の監督対象とする。

(職務専念義務)

第 245 条 CEPO 構成員は、自らの役務に専念し、School、EA、CESO、CSO、認定機関等の役務を兼務してはならない。

(越権行為の禁止)

第 246 条 CEPO は教育体験のみを提供し、試験、支援、評価、認定に対する干渉、示唆、働きかけを行ってはならない。

(情報アクセス権の制限)

第 247 条 CEPO 構成員の情報アクセス権は、体験運営に必要な範囲に限定され、他レイヤーのログ・個人情報にアクセスしてはならない。

(スポンサー禁止)

第 248 条 体験内容や学習者の扱いに影響を与えるスポンサーシップを認めず、スポンサーは CEPO 運営・判断に介入してはならない。

(契約の透明性)

第 249 条 外部機関との契約内容は透明性をもって文書化され、学習者へ必要な範囲で説明されなければならない。

(リスクマネジメント)

第 250 条 CEPO は ISO 31000 に準拠したリスクマネジメント体制を構築し、教育体験に伴うリスクを継続的に評価・低減する。

(体験中止の基準)

第 251 条 心理的・身体的安全が脅かされる場合、倫理原則に反する場合、境界原則違反が疑われる場合には、体験を即時中止しなければならない。

(体験中止の決定手続)

第 252 条 体験中止の判断は、心理安全責任者、体験設計責任者、倫理責任者の合議によって行い、決定内容は記録しなければならない。

(内部監査ログの保持)

第 253 条 内部監査ログは CEPO において保持され、監査内容、指摘事項、対応状況を含む記録として保存される。

(継続的改善)

第 254 条 CEPO は内部監査、外部監査、苦情処理、倫理審査結果に基づき、PDCA による継続的改善を行う。

(研修義務)

第 255 条 CEPO 構成員は、誠実性、SCWEI、対話倫理、心理的安全性、データ保護、AI 利用倫理に関する研修を定期的に受講しなければならない。

(研修履歴ログ)

第 256 条 研修参加状況は研修履歴ログとして記録され、監査時の確認対象となる。

(内部通報制度)

第 257 条 CEPO は内部通報制度を設け、構成員および学習者が不正・違反・危険を通報できるようにしなければならない。

(内部通報者の保護)

第 258 条 内部通報者は報復・不利益取扱いから保護され、匿名性および機密性が尊重される。

(行政・外部機関への協力)

第 259 条 CEPO は、行政機関または認定機関から適法な要請があった場合、必要な範囲で協力しなければならない。

(誠実性文明への寄与)

第 260 条 CEPO は、誠実性、価値循環、探究科学の理念を、具体的な教育体験として社会に実装する役割を担い、誠実性文明 (Sincere Civilization) の形成に寄与するものとする。

第5章 EA（教育体験伴走支援レイヤー）

（EAの定義）

第261条 EA（Educational Assistant／Accompanist）とは、学習者の問い合わせ、観察、省察、意味生成、再設計の過程に寄り添い、誠実性および探究科学の理念に基づいて支援を行う、本制度における教育体験伴走レイヤーである。

（EAの使命）

第262条 EAの使命は、次に掲げる事項により達成される。

- 一 学習者の主体的探究を尊重し、内発的な問い合わせの生成を支えること。
- 二 誠実性公理に基づき、学習者の価値生成を妨げないこと。
- 三 特定の価値観・結論・進路への誘導を行わないこと。
- 四 心理的安全性を確保し、学習者の尊厳を守ること。
- 五 境界原則（判断・情報・金流）を遵守し、試験・評価・認定に干渉しないこと。
- 六 誠実性文明（Sincere Civilization）の形成に資する対話文化を育むこと。

（EAの専門性）

第263条 EAは、探究科学、教育倫理、対話技法、構造化支援、意味生成支援、誠実性公理および境界原則に関する専門性を有しなければならない。

（EA資格）

第264条 EAとして活動するためには、認定機関が定める研修、倫理審査、能力評価を経て、EA資格を取得しなければならない。

（継続研修）

第265条 EAは、誠実性、SCWEI、対話倫理、心理的安全性、データ保護、AI利用倫理に関する継続的な研修を受講する義務を負う。

(主体性尊重)

第 266 条 EA は、学習者の問い合わせ・選択・判断を尊重し、EA 自身の価値観や結論を押し付けてはならない。

(誘導禁止)

第 267 条 EA は次の行為を行ってはならない。

- 一 学習者を特定の結論・進路・立場へ誘導する行為
- 二 不安・恐怖・罪悪感などを利用した操作的支援
- 三 EA の価値観を暗示的に優越させる支援
- 四 成果物の内容・構造・論旨を EA が決定する行為

(心理的安全性)

第 268 条 EA は、学習者が安心して問い合わせ・感情・疑問を表明できる心理的安全性を確保しなければならない。攻撃・否定・嘲笑・侮蔑その他の他者を孤立させる行為等は一切許容されない。

(対話倫理)

第 269 条 EA は次の対話倫理を遵守する。

- 一 相互承認
- 二 発言権の平等
- 三 沈黙の尊重
- 四 結論強制の禁止
- 五 他者経験の自己目的的尊重

(問い合わせ支援)

第 270 条 EA は、学習者の観察・経験・感情にもとづく問い合わせを言語化することを支援するが、問い合わせそのものを EA が作成してはならない。

(省察支援)

第 271 条 EA は、学習者が経験を振り返り、意味を再構成するための対話空間を提供し、学習者の気づきを代替してはならない。

(構造化支援)

第 272 条 EA は、学習者の思考・論理・構造を整理する補助を行うが、結論の完成や論理展開の最終形を EA が決定してはならない。

(再設計支援)

第 273 条 EA は再設計のための視点・選択肢・比較軸を提示してもよいが、最終的な行動計画は学習者自身が決定しなければならない。

(EA ログ)

第 274 条 EA ログとは、問い合わせ支援、構造化支援、対話記録、省察支援記録等、EA による支援過程を記録したログをいう。

(EA ログの保持)

第 275 条 EA ログは EA 内部に保持され、CEPO、School、CESO、CSO、認定機関に提供してはならない。

(EA ログの利用禁止)

第 276 条 EA ログは次の用途に利用してはならない。

- 一 試験の合否判定
- 二 評価点の決定
- 三 認定判断
- 四 学習者の序列化・適性ラベリング

(体験ログとの分離)

第 277 条 EA ログは CEPO の体験ログと混在させてはならず、両者のログの結合・相互参照は禁止される。

(判断境界)

第 278 条 EA は試験の合否、評価点、認定可否に関する判断権限を持たず、判断に直接・間接に関与してはならない。

(情報境界)

第 279 条 EA は School、CEPO、CESO、CSO、認定機関のログにアクセスしてはならない。

(金流境界)

第 280 条 EA は支援料のみを直接受領し、CEPO の体験料、School の受検料、認定料、AI 分析料に関与してはならない。

(AI 補助の範囲)

第 281 条 Assistive AI は、構造可視化、要点整理、視点候補提示等の補助に限り利用できる。

(AI 判断の禁止)

第 282 条 AI に学習者の価値判断、能力判断、人格推定を行わせてはならず、AI 出力はあくまで参考情報として扱われる。

(AI 責任分界)

第 283 条 AI の出力を支援過程に取り入れるかどうかの責任は EA に帰属し、AI 自身が責任主体となることはない。

(重大違反)

第 284 条 次の行為は重大な倫理違反とみなされる。

- 一 学習者を特定方向に誘導する支援

- 二 心理的压力・脅迫・操作的支援
- 三 境界原則違反（判断・情報・金流）
- 四 EA ログの不正共有・漏洩
- 五 AI 判断の利用

（処分）

第 285 条 重大違反を行った EA には、違反の内容および重大性に応じて、再教育命令、資格停止、資格失効、重大な場合には制度利用資格の喪失（登録抹消・資格取消）その他の措置を適用することができる。

（再教育）

第 286 条 軽微な違反については、誠実性公理にもとづく自己修正の機会として、再教育・指導を行うことができる。

（EA 内部憲章）

第 287 条 EA 組織は、誠実性公理、価値循環、探究科学、境界原則にもとづき、EA 内部憲章（EA Charter）を策定しなければならない。

（EA 組織の役職）

第 288 条 EA 組織は次の役職を設置する。

- 一 EA 代表
- 二 倫理担当者
- 三 心理的安全担当者
- 四 研修責任者

（倫理審査体制）

第 289 条 EA 組織は、支援方法・AI 利用・支援範囲に関する倫理審査体制を整備しなければならない。

(社会接続支援)

第 290 条 EA は学習者の探究成果が社会・他者と接続される際、公共性、多様性、非排他性の観点を提示することができる。

(公共的責務)

第 291 条 EA は特定の政治的・宗教的・商業的立場に偏った助言を行ってはならない。

(学習者の権利)

第 292 条 学習者は EA 支援において以下の権利を有する。

- 一 支援内容の説明を受ける権利
- 二 支援への同意・撤回の権利
- 三 不当な支援・圧力への異議申立て権
- 四 内面（感情・価値観）を守る権利

(尊厳の保護)

第 293 条 EA は学習者の人格的尊厳を最大限尊重し、人格否定・蔑視・不当な評価を行ってはならない。

(Society 6.0 における役割)

第 294 条 EA は Society 6.0 において、個人の価値生成と社会的価値との橋渡し役として機能する。

(誠実性文明への寄与)

第 295 条 EA は誠実性文明（Sincere Civilization）の形成において、対話・省察・共創の文化を支える役割を担う。

第 6 章 誠実性文明 (Sincere Civilization)

(目的)

第 297 条 本章は、誠実性 (Sincerity)、価値循環 (SCWEI)、探究科学 (Inquiry Science)、および人間と AI の協働原理 (Human-in-the-Loop) にもとづき、個人・関係・社会が継続的に成熟し続ける文明構造「誠実性文明 (Sincere Civilization)」の理念と原理を定める。

(誠実性文明の定義)

第 298 条 誠実性文明とは、誠実性が制度構造・文化・行為・価値生成に浸透し、学習・支援・体験・評価・認定が相互に連動して誠実性を再生産する社会状態をいう。

(個人の次元)

第 299 条 個人の次元とは、問いを立て、観察し、省察し、意味を再構成し続ける自律的探究主体としての発達過程をいう。

(関係の次元)

第 300 条 関係の次元とは、対話、協働、相互承認を通じて、他者との関係性が成熟し、価値が共同生成される領域をいう。

(社会の次元)

第 301 条 社会の次元とは、公平性・公正性・公共性・透明性が制度として保証され、価値循環が社会構造として維持される領域をいう。

(Society 6.0 の位置)

第 302 条 Society 6.0 とは、誠実性、公共性、多様性、探究科学を中心とし、AI と人間が協働して価値を生成する未来社会の構想をいう。

(制度との接続)

第 303 条 本制度は Society 6.0 における「公共的学習基盤」であり、学習者の主体的探究と価値循環の生成を社会構造として支える役割を持つ。

(公共的学習権)

第 304 条 公共的学習権とは、すべての個人が問い合わせ、学び、探究し、内発的価値を生成する権利であり、制度はこの権利を保障するよう設計されなければならない。

(公共的認証権)

第 305 条 公共的認証権とは、探究の成果が、公正・透明・誠実な基準に基づいて認証される権利をいう。

(AI の文明的位置づけ)

第 306 条 誠実性文明における AI は、探究・意味生成・構造理解を補助する文明技術であり、価値判断主体・倫理主体・責任主体ではない。

(AI 責任)

第 307 条 AI の出力に対する採否・利用責任は人間が負い、AI が意思決定の主体となることは認められない。

(AI の限界)

第 308 条 AI は価値判断、序列化、人格推定、評価点決定、認定判断等を行ってはならず、境界原則の強化対象となる。

(世代間の責務)

第 309 条 誠実性文明は、現在世代だけでなく未来世代の学習権・認証権を保護する責任を負う。

(地球的責任)

第 310 条 誠実性文明は地球環境、地域社会、国際社会との調和を尊重し、価値循環が持続可能な形で成立するよう制度が設計されなければならない。

(公共財としての制度)

第 311 条 本制度は特定の団体・個人の利益のためではなく、社会全体の公共善のために運用される公共財と位置づけられる。

(制度の開放性)

第 312 条 学習、支援、体験、評価、認定の各プロセスは閉鎖的ではなく、透明性・説明責任を伴う開放性を備えなければならない。

(文明の維持)

第 313 条 すべてのレイヤーは、誠実性文明の理念を破壊せず、その維持に寄与する形で運用されなければならない。

(文明の更新)

第 314 条 文明理念は、国際基準、社会変化、技術進展、価値観の成熟に応じて更新されることがあり、更新は前文および総則と矛盾しない範囲で行う。

(理念優先)

第 315 条 制度運用または条文の解釈に疑義が生じた場合、誠実性文明の理念を最優先の規範として解釈しなければならない。

(境界原則との整合)

第 316 条 誠実性文明の理念は、判断境界・情報境界・金流境界と矛盾してはならず、境界原則を強化する方向で適用される。

第 7 章 CESO (成果評価レイヤー)

(CESO の定義)

第 317 条 CESO (Certified Evaluation Standards Organization) とは、学術委員会が策定する Rubric に基づき、学習者の成果物を評価し、その結果を認定機関へ提出する、本制度における唯一の成果評価レイヤーである。

(CESO の使命)

第 318 条 CESO の使命は、次に掲げる事項により達成される。

- 一 誠実性 (Sincerity) に基づく評価の実施
- 二 Rubric による公正・透明・妥当な評価手続の保持
- 三 境界原則 (判断・情報・金流) の遵守
- 四 学習者の尊厳・自律性を損なわない評価環境の確立
- 五 値値循環 (SCWEI) の妥当な測定および健全化への寄与

(Rubric の定義)

第 319 条 Rubric とは、成果物評価に必要な観点、要素、尺度、配点、妥当性基準を体系的に定めた評価基準である。

(Rubric の公開)

第 320 条 Rubric は評価前に学習者へ公開し、透明性を確保する。

(Rubric の原則)

第 321 条 Rubric は次の原則に基づく。

- 一 透明性 (Transparency)
- 二 妥当性 (Validity)
- 三 信頼性 (Reliability)
- 四 再現可能性 (Reproducibility)

五 誠実性 (Sincerity) との整合

六 非誘導性・非差別性

(Rubric の改訂)

第 322 条 Rubric の改訂は学術委員会が行い、公平性・誠実性・妥当性が損なわれないよう慎重に実施しなければならない。

(評価の独立)

第 323 条 CESO は CEPO・EA・School・CSO・認定機関から独立し、成果物評価を専権として担う。

(越権行為の禁止)

第 324 条 CEPO や EA の支援内容、体験ログ、AI ログを評価基準として利用してはならない。

(影響排除)

第 325 条 外部の示唆、企業的・政治的影響、スポンサー圧力を排除し、中立性を確保しなければならない。

(評価に利用可能な情報)

第 326 条 評価に利用可能な情報は、成果物および Rubric に指定された付随資料に限る。

(ログ利用の禁止)

第 327 条 以下のログを評価に利用してはならない。

一 EA ログ

二 体験ログ (CEPO)

三 AI ログ (CSO)

四 試験ログ (School)

五 認定ログ (認定機関)

六 個人属性情報・家庭環境

(AI 補助の限定)

第 328 条 Assistive AI は構造化補助に限り使用でき、評価点・価値判断・序列化・結論提示に使用してはならない。

(評価ログ)

第 329 条 評価ログ（点数・根拠・判断理由・評価者コメント等）は CESO により保持され、他レイヤーと共有してはならない。

(評価者の資格)

第 330 条 評価者は、認定機関学術委員会が資格認定した者に限る。

(複数評価)

第 331 条 成果物は複数名によって評価され、評価結果は合議により確定される。

(評価記録)

第 332 条 評価過程、観点別点数、判断根拠はすべて評価ログとして記録される。

(再評価)

第 333 条 学習者が合理的理由をもって異議申立てを行った場合、再評価手続を実施する。

(判断境界)

第 334 条 CESO は評価のみを行い、試験・支援・体験・認定に関与してはならない。

(情報境界)

第 335 条 CESO は他レイヤーのログ（EA、CEPO、School、CSO、認定機関）を参照してはならない。

(金流境界)

第 336 条 CESO は評価料を直接受領してはならず、金流は認定機関が管理する。

(公平性)

第 337 条 学習者の文化・背景・価値観を理由とした差別的評価は禁止される。

(公正性)

第 338 条 評価は Rubric に基づき、透明で一貫した手続によって行われなければならない。

(説明責任)

第 339 条 評価理由は合理的かつ明示的に記録され、必要に応じ開示される。

(差別禁止)

第 340 条 成果物の内容に思想・文化・政治的要素が含まれていても、その立場・主張を理由とした評価操作を行ってはならない。

(AI 利用の透明性)

第 341 条 AI を評価補助に利用した場合、その利用目的、範囲、限界を評価ログに記録する。

(Decision AI の禁止)

第 342 条 AI による合否判断、点数付与、価値判断、ラベリング等の Decision AI 行為は全面禁止する。

(AI 倫理審査)

第 343 条 AI を補助として利用する場合、CSO および学術委員会による倫理審査を要する。

(守秘義務)

第 344 条 CESO 構成員は成果物・評価内容を外部に漏洩してはならない。

(中立性義務)

第 345 条 評価者は学習者との私的関係・利害関係を評価行為に持ち込んではならない。

(研鑽義務)

第 346 条 評価者は Rubric・教育倫理・透明性・誠実性に関する継続研修を受講する義務を負う。

(認定機関への送付)

第 347 条 CESO は評価結果および評価ログを認定機関へ送付し、認定機関はこれを判断資料とする。

(拘束力)

第 348 条 CESO の評価は最終判断ではなく、認定機関の裁量を拘束しない。

(外部監査)

第 349 条 CESO は認定機関による外部監査の対象となる。

(不適合時の措置)

第 350 条 誠実性・公平性・Rubric 準拠に違反した場合、認証停止・改善命令その他の措置が取られる。

(用語の解釈)

第 351 条 本章に疑義が生じた場合、誠実性公理、境界原則、Rubric 原則に従って解釈する。

(制度適用)

第 352 条 CESO に関する新たな制度基準は、認定機関が定め、本制度に統合される。

第8章 CSO (AI分析レイヤー)

(CSO の定義)

第353条 CSO (Cognitive Structure Organization) とは、AI技術を用いて学習者の成果物・探究過程・構造情報を可視化し、人間による判断の補助となる分析を行う、本制度における唯一のAI分析レイヤーである。

(CSO の使命)

第354条 CSO の使命は、次に掲げる事項により達成される。

- 一 学習者の探究を支える構造可視化・分析補助の提供
- 二 誠実性 (Sincerity) と境界原則を損なわない AI 利用の実装
- 三 値値循環 (SCWEI) の理解に資する客観的情報の提示
- 四 AI 判断の禁止および人間中心性 (Human-in-the-Loop) の保持
- 五 AI 倫理および国際基準 (OECD・UNESCO・ISO) の遵守

(AI分析の範囲)

第355条 CSO における AI 分析の範囲は、次に限定される。

- 一 テキスト・構造・概念の可視化
- 二 論点・視点・構造ブロックの抽出
- 三 探究過程のマッピング (観察～再設計の構造化)
- 四 比較対象の整理・類似性の補助的提示
- 五 SCWEI に関する非決定的指標の補助的算出

(AI分析の限界)

第356条 CSO は次の行為を行ってはならない。

- 一 合否判定
- 二 評価点の決定
- 三 認定可否の判断
- 四 学習者の能力・適性・人格の推定

五 序列化・ランク付け・ラベリング

六 学習者属性（性別・出自・思想等）の推定

（Assistive AI としての位置付け）

第 357 条 CSO における AI は Assistive AI としてのみ利用され、Decision AI（判断 AI）の利用は一切認められない。

（AI ログ）

第 358 条 AI ログとは、AI が生成した構造化情報、分析結果、可視化データ、提示された視点候補等、AI 处理に関わるすべての出力およびそのメタ情報を記録したログをいう。

（AI ログの保持）

第 359 条 AI ログは CSO のみが保持し、School、CEPO、EA、CESO、認定機関に提供してはならない。

（AI ログの利用禁止）

第 360 条 AI ログは試験合否、評価点、認定判断の根拠として利用してはならない。

（アクセス制御）

第 361 条 AI ログへのアクセス権は、CSO 内部の必要な構成員に限定され、最小権限原則（Least Privilege）にもとづき管理される。

（AI モデル情報の管理）

第 362 条 CSO は、使用する AI モデルの種類、特性、用途、制約、想定リスクを文書化し、技術情報として管理する。

（モデル変更ログ）

第 363 条 AI モデルの更新、パラメータ調整、新機能追加等を行った場合、その内容・理由・影響をモデル変更ログとして記録しなければならない。

(バイアス管理)

第 364 条 CSO は AI モデルのバイアスを定期的に検証し、不当な差別・偏見・誘導が発生しないよう管理する義務を負う。

(説明可能性)

第 365 条 AI 分析結果は可能な限り説明可能な形で提示されなければならず、ブラックボックスとして判断に影響を与えることは認められない。

(AI 倫理原則)

第 366 条 CSO における AI 利用は、以下の倫理原則に従う。

- 一 人間中心性 (Human-Centric)
- 二 被害最小化 (Do No Harm)
- 三 公平性・非差別性
- 四 プライバシー尊重
- 五 安全性・信頼性
- 六 透明性・説明可能性

(AI 倫理審査)

第 367 条 AI の新規利用、モデル変更、機能追加を行う場合、CSO および認定機関の倫理委員会による審査・承認を必要とする。

(AI リスク管理)

第 368 条 AI 利用に伴うリスクは ISO/IEC 23894 に準拠して識別・評価・低減される。

(判断境界)

第 369 条 CSO は判断権限（合否、評価点、認定可否）を持たず、いかなる判断行為も行ってはならない。

(情報境界)

第 370 条 CSO は CEPO の体験ログ、EA ログ、School の試験ログ、CESO の評価ログ、認定ログへアクセスし、これを AI 分析の材料として利用してはならない。

(金流境界)

第 371 条 CSO は AI 分析料のみを受領し、他レイヤーに属する金流と混在させてはならない。

(専門性)

第 372 条 CSO 構成員は AI 技術、データ保護、AI 倫理、境界原則について高い専門性を有しなければならない。

(守秘義務)

第 373 条 CSO 構成員は AI ログおよび関連技術情報等を外部に漏洩してはならない。

(利害関係排除)

第 374 条 CSO 構成員は、AI ベンダー等外部企業との利害関係により分析の中立性が損なわれないようにしなければならない。

(内部監査)

第 375 条 CSO は AI 利用、ログ管理、倫理遵守について、年一回以上の内部監査を実施しなければならない。

(外部監査)

第 376 条 認定機関は、CSO の運用について外部監査を行う権限を有する。

(改善計画)

第 377 条 監査により不備が認められた場合、CSO は改善計画（CAP）を策定・実施しなければならない。

(分析結果の利用)

第 378 条 AI 分析結果は、EA や CEPO において学習者の探究支援・体験設計支援の参考情報として利用することはできるが、学習者の価値判断・能力評価に直接利用してはならない。

(認定機関との関係)

第 379 条 認定機関は、CSO の AI 運用体制について照会することができるが、AI ログそのものを認定判断に利用してはならない。

(用語の解釈)

第 380 条 本章における用語は、第 2 章（定義）に従って解釈する。

(CSO 章の優先)

第 381 条 AI 分析レイヤーに関する疑義は、本章の規定および第 12 章（AI ガバナンス）を優先して解釈する。

第9章 認定機関 (Accreditation Body)

(認定機関の定義)

第382条 認定機関 (Accreditation Body) とは、CESO による成果評価および制度全体の情報を踏まえ、最終的な認定判断を行う、本制度における唯一の認定レイヤーである。

(認定機関の使命)

第383条 認定機関の使命は、次に掲げる事項により達成される。

- 一 誠実性 (Sincerity) に基づく中立かつ公正な認定判断の実施
- 二 境界原則 (判断・情報・金流) の最終監督
- 三 Rubric を統括する学術基準の維持および発展
- 四 制度全体の透明性・信頼性の統合的保証
- 五 價値循環 (SCWEI) の健全な運用の維持

(組織構成)

第384条 認定機関は、次の部門で構成される。

- 一 認定委員会 (Accreditation Council)
- 二 学術委員会 (Academic Standards Board)
- 三 倫理委員会 (Ethics Committee)
- 四 内部監査部門 (Internal Audit Unit)
- 五 事務局 (Secretariat)

(独立性)

第385条 各部門は独立して機能し、相互干渉をしてはならない。

(兼務禁止)

第386条 認定機関構成員は、School・CEPO・EA・CESO・CSO の役務を兼務してはならない。

(認定委員会の権限)

第387条 認定委員会は、成果評価（CESO）を踏まえて最終的な認定可否を決定する、本制度における唯一の判断主体である。

(認定基準)

第388条 認定判断は次の基準に基づく。

- 一 学術委員会が策定した Rubric に基づく CESO 評価
- 二 誠実性公理（Axiom）
- 三 公平性・公正性の原則
- 四 境界原則（判断／情報／金流）の完全遵守
- 五 値値循環（SCWEI）への寄与

(審査手続)

第389条 認定委員会は、議決方式・審議手続・理由記録等、透明性を伴う方法で認定審査を実施する。

(認定ログ)

第390条 認定ログは認定機関が専属的に保持し、CEPO・EA・School・CESO・CSO に共有してはならない。

(学術委員会の権限)

第391条 学術委員会は、Rubric の策定、改訂、妥当性検証を行い、本制度における評価基準の最高権限をもつ。

(独立性)

第392条 学術委員会は CEPO・EA・School・企業・スポンサー等の影響を受けず、学術的・倫理的独立性を保持しなければならない。

(Rubric 改訂の透明性)

第 393 条 Rubric の変更が行われる場合、その理由・過程・影響は文書化されなければならない。

(倫理委員会の目的)

第 394 条 倫理委員会は、制度全体における倫理違反・境界原則違反・価値侵害を審査し、必要な措置を講じる。

(審査対象)

第 395 条 倫理委員会は、次の問題を審査する。

- 一 CEPO の倫理違反
- 二 EA の支援倫理違反
- 三 CESO の評価倫理違反
- 四 CSO の AI 倫理違反
- 五 School の不正隠蔽
- 六 認定委員会の公正性疑義

(措置)

第 396 条 倫理委員会は、違反の重大性に応じて、警告、改善命令、役務停止、認証停止、重大な場合には制度利用資格の喪失（登録抹消・資格取消）その他の措置を行う。

(内部監査)

第 397 条 内部監査部門は、境界原則、情報管理、金流、AI 倫理、安全管理について、年 1 回以上の内部監査を行う。

(監査範囲)

第 398 条 内部監査の範囲は以下を含む。

- 一 School の試験運用
- 二 CEPO の体験安全性とログ管理

- 三 EA の支援倫理
- 四 CESO の評価妥当性
- 五 CSO の AI 利用・AI ログ管理
- 六 認定委員会の中立性・透明性

(監査ログ)

第 399 条 監査ログは認定機関に保持され、改善計画（CAP）の基礎資料とされる。

(事務局の役割)

第 400 条 事務局は認定機関の事務的・行政的支援を行うが、判断・評価・支援・体験・AI 分析には関与してはならない。

(金流管理)

第 401 条 事務局は認定料の受領・管理のみを行い、受検料・体験料・支援料・AI 分析料を扱ってはならない。

(Zero-Holding 原則)

第 402 条 事務局は教育・試験・支援・評価・分析に関する金銭を保持せず、中継・混在させてはならない。

(申請)

第 403 条 学習者は認定機関に認定申請を行うことができる。

(審査)

第 404 条 認定審査は次を基礎として行われる。

- 一 CESO 評価
- 二 誠実性公理・公平性・公正性
- 三 透明性・説明責任
- 四 境界原則の遵守状況

(決定)

第 405 条 認定委員会は認定／不認定の決定を議決し、認定ログとして記録する。

(通知)

第 406 条 認定結果は学習者に通知され、必要に応じて理由が開示される。

(異議申立)

第 407 条 学習者は、合理的理由がある場合、認定結果に対し異議申立てを行うことができる。

(再審)

第 408 条 再審は認定委員会とは独立した別の委員会によって行われる。

(最終決定)

第 409 条 再審の結果は最終決定とし、認定ログに記録される。

(判断境界)

第 410 条 認定機関は判断権限の最上位主体であり、CEPO・EA・CESO・CSO の判断に影響を受けてはならない。

(情報境界)

第 411 条 認定機関は、判断に必要な CESO 評価および認定ログ以外のログ（体験ログ、EA ログ、AI ログ等）を利用してはならない。

(金流境界)

第 412 条 認定料のみを受領し、他レイヤーの金銭を扱ってはならない。

(利益相反)

第 413 条 認定委員会は、利害関係を持つ構成員を審議から除外しなければならない。

(外観上の利益相反)

第 414 条 外観上の利益相反がある場合も、中立性の観点から審議に参加できない。

(透明性)

第 415 条 認定手続の基準・理由・体制は透明性をもって運用される。

(年次報告)

第 416 条 認定機関は制度運用の年次報告書を作成・公開する。

(文明的整合)

第 417 条 認定機関は、誠実性文明 (Sincere Civilization) の理念に整合した形で認定判断および制度運用を行う義務を負う。

(説明責任)

第 418 条 認定判断に関する説明責任は認定機関が負う。

(外部監査)

第 419 条 認定機関は制度全体の維持のため、定期的に外部監査を受ける。

(改善義務)

第 420 条 監査において不備が認められた場合、改善措置を講じなければならない。

(条文解釈)

第 421 条 本章に疑義が生じた場合、その解釈は前文、第 1 章（総則）、第 2 章（定義）、誠実性公理および境界原則に基づき行うものとする。

(規程整備)

第 422 条 認定機関は、本章の運用のために必要な細則・ガイドラインを別途定めることができる。ただし、それらは本規程および国際基準に整合するものでなければならない。

第 10 章 金流 (Financial Flows)

(金流の定義)

第 423 条 金流 (Financial Flow) とは、体験料、支援料、受検料、AI 分析料、認定料その他の制度運用に関するすべての金銭の流れをいう。

(金流原則)

第 424 条 金流は境界原則に基づき、レイヤーごとに完全に分離され、混在・中継・横断・配分・代理受領を一切認めない。

(公共性と金流)

第 425 条 金流管理は制度の公共性・透明性・誠実性を維持するための基盤であり、金流の分離は制度の中立性を保証する。

(体験料：CEPO)

第 426 条 体験料は CEPO のみが受領し、他レイヤーは体験料の受領・中継・配分に関与してはならない。

(支援料：EA)

第 427 条 支援料は EA のみが受領し、CEPO・School・CESO・CSO・認定機関はこれを扱ってはならない。

(受検料：School)

第 428 条 受検料は School のみが直接受領する。EA・CEPO・CESO・CSO・認定機関は受検料に関与してはならない。

(AI 分析料：CSO)

第 429 条 AI 分析料は CSO のみが受領し、他レイヤーに渡ってはならない。

(認定料：認定機関)

第 430 条 認定料は認定機関のみが受領し、事務局が代理受領する場合でも Zero-Holding 原則が適用される。

(Zero-Holding 原則)

第 431 条 教育・支援・試験・分析・評価・認定に関わる金銭は、いかなるレイヤーにおいても中継や保持を行わないものとし、受領主体が直接受領しなければならない。

(金流の独立性)

第 432 条 各レイヤーの金流は完全に独立し、制度内で混合してはならない。

(代理受領の禁止)

第 433 条 金流に関して、他レイヤーによる代理受領・中継は、事務局による限定的な例外を除き禁止される。

(金流記録)

第 434 条 すべての金流は、金額、日付、受領主体、用途を含む金流ログとして記録されなければならない。

(金流ログの保持)

第 435 条 金流ログは金流を受領するレイヤーが保持し、他レイヤー・外部団体と共有してはならない。

(透明性)

第 436 条 金流の仕組みおよび取り扱いは透明性文書に明記され、必要に応じて公開される。

(内部監査)

第 437 条 金流に関する内部監査を年 1 回以上行い、金流境界および Zero-Holding 原則の遵守状況を確認する。

(外部監査)

第 438 条 認定機関は、金流の透明性と独立性の確保のため、外部監査を実施する権限を有する。

(禁止行為)

第 439 条 金流に関して、次の行為は禁止される。

- 一 金流の横断（レイヤー間の受領・中継）
- 二 金流の混在（複数レイヤーの金銭の同一口座管理）
- 三 代理受領・預かり行為
- 四 不透明な割引・特典の付与
- 五 金流を利用した誘導・不当優遇
- 六 スポンサーによる評価・認定等への影響

(重大違反)

第 440 条 金流違反は境界原則の重大侵害であり、改善命令、資格停止、重大な場合には制度利用資格の喪失（登録抹消・資格取消）その他の措置が適用される。

(誠実性との整合)

第 441 条 金流の透明性・分離は、誠実性公理の前提条件であり、誠実性の断絶を防ぐ制度的基盤となる。

(価値循環との関係)

第 442 条 金流の清潔性は価値循環（SCWEI）の健全性に影響し、価値の滞留・偽活性化・歪曲を防ぐ役割を持つ。

(文明的価値)

第 443 条 金流が透明かつ分離されていることは、誠実性文明（Sincere Civilization）の公共性・信頼性・説明責任の基礎を構成する。

(用語の解釈)

第 444 条 金流に関する用語は、第 2 章（定義）および誠実性公理に基づき解釈する。

(規程整備)

第 445 条 本章の運用に必要な細則は認定機関が別途定めるものとし、前文および境界原則と矛盾してはならない。

第 11 章 情報管理 (Information Governance)

(情報管理の目的)

第 446 条 本章は、情報境界 (Information Boundary) を制度的に実装し、すべてのログ・データ・記録が誠実性 (Sincerity) および学習者の尊厳・安全・権利を損なわずに管理されるよう、情報管理の基準を定める。

(情報管理の原則)

第 447 条 情報管理は、以下の原則に基づいて行われる。

- 一 最小化 (Data Minimization)
- 二 目的限定 (Purpose Limitation)
- 三 不可侵性 (Inviolability)
- 四 境界原則 (Judgment / Information / Financial Boundaries) との整合
- 五 誠実性公理の遵守
- 六 透明性 (Transparency)

(情報境界)

第 448 条 情報境界とは、各レイヤーが保持するログ・データを他レイヤーが参照・共有・混在・統合できないようにする制度的分離構造をいう。

(ログ分離の原則)

第 449 条 次のログは完全に分離される。

- 一 試験ログ (School)
- 二 体験ログ (CEPO)
- 三 EA ログ (EA)
- 四 AI ログ (CSO)
- 五 評価ログ (CESO)
- 六 認定ログ (認定機関)

(ログ結合の禁止)

第 450 条 上記ログは、結合、リンク、相互参照、統合データベース化を一切認めない。

(アクセス権の最小化)

第 451 条 ログへのアクセス権は最小権限原則 (Least Privilege) に基づき、各レイヤーの役割遂行に不可欠な範囲に限定する。

(Zero-Access 原則)

第 452 条 各レイヤーは、他レイヤーのログを「一切参照しない」ことを原則とし、例外的アクセスは制度上認められない。

(認定機関による限定確認)

第 453 条 認定機関は、認定判断に必要な CESO 評価および認定ログのみ確認できる。その他のログ（体験・EA・AI・試験ログ等）は確認してはならない。

(アクセスログ)

第 454 条 ログへのアクセスはすべてアクセスログとして記録され、不正アクセス・越権アクセスは重大違反となる。

(データ分類)

第 455 条 制度データは次に分類される。

- 一 機密データ（ログ全般）
- 二 個人データ（GDPR に準拠）
- 三 限定公開データ（透明性文書等）
- 四 公開データ（統計等の匿名化情報）

(個人情報保護)

第 456 条 個人データの管理は GDPR および ISO/IEC 27701 に準拠し、以下を遵守する。

- 一 目的限定
- 二 データ最小化
- 三 保存期間の限定
- 四 削除権・訂正権の保障
- 五 第三者提供の禁止

(暗号化)

第 457 条 機密データは暗号化して保存しなければならない。

(保持期間)

第 458 条 ログおよび個人データの保持期間は制度で定める期間内とし、過剰な長期保持は認められない。

(廃棄)

第 459 条 保持期間経過後のデータは復元不能な方法で廃棄される。

(データ削除権)

第 460 条 学習者は、個人データの削除を請求する権利を有する。ただし、制度維持に必要なログの本体そのもの（試験ログ等）は削除対象外とする。

(情報インシデント)

第 461 条 情報漏洩、外部アクセス、不正ログ取得、復元可能な廃棄失敗等を情報インシデントと定義する。

(初動対応)

第 462 条 情報インシデントが発生した場合、該当レイヤーは直ちに影響範囲を封じ込め、認定機関へ報告しなければならない。

(調査と再発防止)

第 463 条 情報インシデントは内部監査部門の調査対象となり、改善計画（CAP）の策定と実施を義務付ける。

(重大違反)

第 464 条 故意の情報漏洩、ログ結合、ログ横断参照、不正なデータ持ち出し等は制度の存立を脅かす重大違反とし、資格停止または排除の対象とする。

(透明性文書)

第 465 条 制度は情報管理に関する透明性文書を作成し、ログ管理方針・データ保護方針・アクセス権限・廃棄方法等を明示する。

(公開情報)

第 466 条 公開される情報は統計的・匿名化処理を施したものでなければならない。

(誠実性文明との整合)

第 467 条 情報管理は誠実性文明（Sincere Civilization）の理念に基づき、尊厳・安全・透明性・説明責任を最大限確保する方向で運用される。

(価値循環の維持)

第 468 条 情報管理は、価値循環（SCWEI）の停滞・歪曲・破壊を防ぎ、教育体験・支援・評価・認定の整合性を維持する役割を担う。

(定義との整合性)

第 469 条 本章に規定する情報管理は、第 2 章（定義）および誠実性公理と整合して解釈される。

(規程整備)

第470条 必要に応じて、認定機関は情報管理細則を別途定めることができる。ただし、境界原則と矛盾してはならない。

第 12 章 AI ガバナンス (AI Governance)

(目的)

第 471 条 本章は、AI が誠実性文明 (Sincere Civilization) の理念に基づき、安全・公平・透明に運用されるための最高規範 (AI 憲法) を定め、制度全体に適用されるガバナンス構造を規定する。

(適用範囲)

第 472 条 AI ガバナンスは CEPO・EA・School・CESO・CSO・認定機関のすべてに適用される。

(AI の定義)

第 473 条 AI とは、生成・分類・構造化・可視化・統計的推論等の処理を行う人工的計算システムをいう。本制度は AI を「意図・倫理・責任を持たない補助技術」と定義する。

(人間中心性：Human-in-the-Loop)

第 474 条 AI の出力は補助に限り、最終判断・価値判断・説明責任は常に人間が負う。

(AI 判断の禁止)

第 475 条 AI は、次の判断を行ってはならない。

- 一 合否判定
- 二 評価点の決定
- 三 認定判断
- 四 能力・人格・適性推定
- 五 序列化・ランク付け
- 六 差別・偏見につながる属性推定

(透明性)

第 476 条 AI 利用の目的・範囲・リスク・制限は透明性文書に明記し、利用ログに記録しなければならない。

(説明可能性)

第 477 条 AI 出力は可能な限り説明可能 (Explainable) な形式で提供されなければならず、ブラックボックス的判断の利用は禁止する。

(公平性・非差別性)

第 478 条 AI は文化・性別・出自・思想等に基づく偏見・差別を引き起こしてはならない。

(安全性と信頼性)

第 479 条 AI 利用は安全性・信頼性に関する国際基準 (ISO/IEC 23894, ISO/IEC 42001 等) に従う。

(補助としての AI)

第 480 条 AI は構造可視化、要点抽出、視点候補生成、比較補助などの「非判断的補助行為」に限って利用できる。

(禁止領域)

第 481 条 AI を以下の行為に利用してはならない。

- 一 値判断
- 二 人格判断
- 三 能力評価
- 四 学習者の分類・序列化
- 五 結論生成の代行
- 六 政治・宗教・思想的誘導

(許容される生成行為)

第 482 条 AI が生成してよいのは、構造化、視点提示、非結論的要点整理など、学習者が判断主体であり続けるための支援情報に限る。

(AI ログ)

第 483 条 AI ログとは、AI 利用の入力、出力、プロンプト、利用目的、分析結果、および利用した AI モデル情報を記録したログをいう。

(AI ログの保持)

第 484 条 AI ログは CSO のみが保持し、他レイヤーに提供してはならない。

(AI ログの利用禁止)

第 485 条 AI ログを以下の用途に使用してはならない。

- 一 合否判定
- 二 評価点決定
- 三 認定判断
- 四 能力推定・心理推定

(AI モデル管理)

第 486 条 使用する AI モデルは、その特性、限界、リスク、バイアスを文書化し、認定機関へ登録しなければならない。

(モデル変更ログ)

第 487 条 AI モデルの更新・修正・機能追加はすべてモデル変更ログとして記録する。

(バイアス検証)

第 488 条 AI モデルのバイアスは定期的に検証され、不当な影響が確認された場合は使用を停止する。

(説明可能性の確保)

第 489 条 AI 出力は、人間による解釈可能な形式で提供されなければならない。

(AI倫理原則)

第490条 AI倫理は以下の原則に従う。

- 一 人間中心性
- 二 害の最小化 (Do No Harm)
- 三 公平性と非差別性
- 四 透明性・説明可能性
- 五 プライバシー保護
- 六 安全性・信頼性

(AI倫理審査)

第491条 新規AI導入、モデル変更、データ利用範囲の変更は、CSOおよび認定機関の倫理委員会による審査を要する。

(判断境界)

第492条 AIは判断境界 (Decision Boundary) を越えてはならず、制度判断のいかなる部分にも介入してはならない。

(情報境界)

第493条 AIは他レイヤーのログ (体験ログ、EAログ、試験ログ、評価ログ、認定ログ) にアクセスしてはならない。

(金流境界)

第494条 AI利用料・AI分析料と他レイヤーの金流を混在させてはならない。

(透明性文書)

第495条 AIの目的、利用範囲、制限、リスクは透明性文書として公開される。

(外部公開)

第 496 条 外部に公開される情報は匿名化された統計情報に限られ、個人を特定しうる情報は含まない。

(AI インシデントの定義)

第 497 条 AI インシデントとは、AI の誤作動、バイアス顕在化、不正利用、越権判断、または重大な危険を引き起こす事象をいう。

(初動対応)

第 498 条 AI インシデント発生時、CSO は直ちに AI 利用を停止し、認定機関へ報告しなければならない。

(再発防止)

第 499 条 AI インシデントは内部監査部門による調査対象となり、改善計画（CAP）の策定と実施を必須とする。

(AI と誠実性文明)

第 500 条 AI 利用は誠実性文明の理念に整合していなければならず、誠実性・透明性・公共性を損なう利用は禁止される。

(価値循環との整合)

第 501 条 AI は価値循環（SCWEI）の歪曲や擬似活性化を引き起こさず、循環の質を損なわない範囲で利用されなければならない。

(定義との整合)

第 502 条 本章における AI 関連用語は第 2 章（定義）に従って解釈される。

(規程整備)

第 503 条 必要に応じ、認定機関は AI ガバナンス細則を別途整備できる。ただし誠実性公理・境界原則と矛盾してはならない。

第 13 章 学習者保護 (Learner Protection)

(目的)

第 504 条 本章は、学習者の尊厳・安全・自由・権利を保護し、探究科学に基づく学習が誠実性文明 (Sincere Civilization) の理念と整合して行われるよう、制度全体に適用される保護原則を定める。

(適用範囲)

第 505 条 学習者保護は、School、CEPO、EA、CESO、CSO、認定機関および事務局に従事するすべての構成員に適用される。

(尊厳の権利)

第 506 条 学習者は、人格的尊厳を侵害されることなく、体験・支援・試験・評価・認定を受ける権利を有する。

(心理的安全性)

第 507 条 学習者は、心理的安全性が確保された環境で学ぶ権利を有し、攻撃・嘲笑・否定・差別・脅迫・強制等を受けない。

(自己決定権)

第 508 条 学習者は、自らの問い合わせ・探究テーマ・参加有無・表現内容について、自律的に決定する権利を有する。

(学習権)

第 509 条 学習者は、問う・学ぶ・探究する権利（公共的学習権）を持ち、制度はこれを保護・支援しなければならない。

(個人情報の保護)

第 510 条 学習者の個人情報は GDPR および ISO/IEC 27701 に基づき管理され、目的限定・最小化・保存期間限定・削除権・訂正権が保障される。

(ログの守秘)

第 511 条 体験ログ、EA ログ、試験ログ、AI ログ、評価ログ、認定ログは機密情報として扱われ、学習者の不利益となる形で外部利用してはならない。

(アクセス権)

第 512 条 学習者は、自らの個人データの内容について、合理的範囲でアクセス・訂正・削除を請求する権利を有する。

(誘導からの自由)

第 513 条 学習者は、特定の価値観・結論・進路へ誘導されない権利を有する。

(安全な教育体験)

第 514 条 学習者は、心理的・身体的安全が確保された教育体験を受ける権利を有し、CEPO はこの権利を保障する義務を負う。

(誠実な伴走支援)

第 515 条 学習者は、EA による誠実な伴走支援を受ける権利を持ち、EA は操作・強制・否定を行ってはならない。

(公正な評価)

第 516 条 学習者は、Rubric に基づく公正な成果物評価を受ける権利を有し、CESO は外部の圧力や先入観に影響されてはならない。

(透明な認定)

第 517 条 学習者は、認定結果について、必要に応じ理由の説明を受ける権利を持つ。

(AI 判断からの保護)

第 518 条 学習者は、AI による合否判定、評価点決定、認定判断、人格・能力・適性ラベリングから保護される権利を有する。

(AI 利用の説明)

第 519 条 AI が教育体験・支援・評価の補助に用いられる場合、学習者はその目的・範囲・制限について説明を受ける権利を持つ。

(AI による誘導の禁止)

第 520 条 学習者は、AI による価値観・思想・選択への誘導を受けない権利を有する。

(差別の禁止)

第 521 条 制度内のいかなる活動においても、出自、文化、性別、性自認、信条、障がい、経済状況その他に基づく差別は一切禁止される。

(公平な扱い)

第 522 条 学習者は、教育体験・支援・試験・評価・認定において公平に扱われる権利を有する。

(ハラスメントの禁止)

第 523 条 身体的・心理的・言語的ハラスメント、性的嫌がらせ、オンライン上の攻撃は制度内において一切許容されない。

(異議申立て権)

第 524 条 学習者は、教育体験・支援・試験・評価・認定に関して不当・不誠実と感じる場合、異議申立てを行う権利を有する。

(異議手続の独立性)

第 525 条 異議申立ては、当該行為を行ったレイヤーから独立した主体（委員会）が処理しなければならない。

(救済措置)

第 526 条 制度は学習者に対し、再調査・再評価・再審・説明要求・改善要求といった救済措置を提供しなければならない。

(危機の定義)

第 527 条 危機とは、学習者の心理的・身体的安全、尊厳、権利が重大に損なわれる、またはそのおそれがある事態をいう。

(緊急措置)

第 528 条 危機が発生した場合、CEPO・EA・School 等は直ちに当該活動を停止し、学習者の安全確保を最優先としなければならない。

(危機報告)

第 529 条 危機発生時には、認定機関および事務局に報告し、必要に応じ外部専門機関とも連携する。

(誠実性文明との整合)

第 530 条 学習者保護は誠実性文明の理念に基づき、尊厳・自由・探究・対話を守ることを第一とする。

(価値循環への影響)

第 531 条 学習者保護の欠如は価値循環（SCWEI）の停滞・破壊につながるため、制度全体の重大リスクとみなされる。

(解釈の優先)

第 532 条 本章に関する解釈は、前文、第 1 章（総則）、第 2 章（定義）、および誠実性公理に従って行うものとする。

(国際基準との整合)

第 533 条 本章は、世界人権宣言 (UDHR)、自由権規約 (ICCPR)、子どもの権利条約 (CRC) 等に整合する。

(制度改訂)

第 534 条 学習者保護に関する規定は、国際基準、社会状況、学術的知見の変化に応じて、誠実性公理と整合する範囲で改訂される。

第 14 章 制度構成員保護 (Anti-Harassment & Abuse Prevention)

(目的)

第 535 条 本章は、CEPO・EA・School・CESO・CSO・認定機関の構成員が、学習者その他の関係者からの不当行為、威圧、暴力、侮辱、虚偽申立て等いわゆるカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」）から保護されることを目的とする。

(適用範囲)

第 536 条 本章は、制度の全レイヤー構成員に適用され、学習者・保護者・外部機関等による不当要求・暴力的言動・威圧的行為に対して制度として統一した対応を行う。

(カスハラの定義)

第 537 条 カスハラとは、学習者・保護者・関係者等が制度構成員に対して行う、次の不当・過剰・違法・暴力的行為をいう。

- 一 暴言・侮辱・人格攻撃
- 二 威圧的 requirement (即時応答の強要・業務外要求)
- 三 脅迫・恫喝・名誉毀損・過剰叱責
- 四 不当なクレーム・制度外要求
- 五 虚偽の事実申告・風評拡散
- 六 過剰な謝罪要求・金銭要求
- 七 職務妨害・長時間拘束
- 八 SNS 等での誹謗中傷・炎上誘導

(安全に働く権利)

第 538 条 制度構成員は、暴力・威圧・侮辱・業務妨害を受けることなく、安全に職務を遂行する権利を有する。

(不当要求を拒否する権利)

第 539 条 構成員は、職務範囲を超えた要求、不当要求、違法要求、人格を傷つける要求を正当な理由をもって拒否できる。

(対応中止権)

第 540 条 暴言・威圧・人格攻撃等が生じた場合、構成員はただちに対応を中止し、所属レイヤーの責任者へエスカレーションできる。

(一次対応)

第 541 条 重大なカスハラが発生した場合、構成員は対応を停止し、責任者、倫理委員会、内部監査部門へ報告する。

(制度的措置)

第 542 条 必要に応じて、制度は次の措置を取ることができる。

- 一 警告
- 二 体験・支援・試験等の停止
- 三 制度利用の制限
- 四 重大な場合の制度利用資格の喪失（登録抹消等）
- 五 行政・司法機関への通報

(記録化)

第 543 条 カスハラ発生時は、日時・内容・被害状況・対応を記録し、「ハラスメントログ」として保持する。

(被害者の保護)

第 544 条 構成員は報復・不利益取扱いから保護される。

(制度秩序の維持)

第 545 条 カスハラ対応は、誠実性文明の公共性・対話倫理を守りつつ、制度運用の秩序を維持するために行われる。

(価値循環の保護)

第 546 条 構成員への暴力や威圧行動は価値循環（SCWEI）を阻害する重大要因であり、制度は積極的にこれらを防止し、是正する責務を負う。

(解釈)

第 547 条 本章の解釈は、前文、第 1 章（総則）、第 2 章（定義）、および学習者保護章と整合する方向で行う。

(規程整備)

第 548 条 必要に応じ、認定機関はカスハラ対応指針・事例集・教育資料を整備することができる。

第 15 章 内部通報制度 (Whistleblowing)

(目的)

第 549 条 本章は、制度の誠実性 (Sincerity)、透明性 (Transparency)、公共性 (Publicness) を維持するため、不正・違反・危険・境界原則違反等を内部から通報し、調査・是正・再発防止を行う内部通報制度 (Whistleblowing System) を定める。

(適用範囲)

第 550 条 内部通報制度は、School、CEPO、EA、CESO、CSO、認定機関および事務局、ならびにこれらの構成員と学習者に適用される。

(内部通報の定義)

第 551 条 内部通報とは、制度構成員または学習者が、制度運用に関わる不正・違反・危険・誠実性の損なわれた行為を、内部の通報窓口に報告する行為をいう。

(通報対象)

第 552 条 通報対象は、次の行為を含む。

- 一 境界原則（判断・情報・金流）違反
- 二 誠実性公理の重大な違反（意図隠し、説明拒否等）
- 三 ログの改ざん・未記録・不正共有
- 四 試験不正・成績操作
- 五 CEPO・EA・CESO・CSO の倫理違反
- 六 不正金流（混在・横断・隠れた謝礼など）
- 七 AI 不正利用および Decision AI の使用
- 八 学習者への重大な権利侵害・ハラスメント
- 九 構成員への重大なハラスメント・カスハラ
- 十 その他、制度の公共性・信頼性を損なう行為

(内部通報者)

第 553 条 内部通報者とは、制度の誠実性を守る目的で、通報対象となる事象を報告した個人（構成員・学習者等）をいう。

(匿名性の保障)

第 554 条 内部通報は匿名で行うことができ、制度は通報者の匿名性を最大限保護しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 555 条 通報を理由として、通報者に対し解雇、降格、資格剥奪、嫌がらせ、学習機会の剥奪その他の不利益取扱いを行ってはならない。

(秘密保持)

第 556 条 通報者の氏名、属性、通報内容は機密情報として扱われ、調査に必要な範囲を除き開示されてはならない。

(通報窓口の設置)

第 557 条 認定機関は、制度全体を対象とする内部通報窓口（Internal Integrity Office）を設置し、制度横断的に通報を受理できる体制を整える。

(窓口の独立性)

第 558 条 内部通報窓口は、いずれのレイヤーにも属さず、独立した立場で通報受付・記録・調査判断を行う。

(通報方法)

第 559 条 内部通報は、次のいずれかの方法によって行うことができる。

- 一 書面（匿名可）
- 二 オンラインフォーム（匿名可）
- 三 専用ホットライン

(受付義務)

第 560 条 内部通報窓口は、通報内容の軽重にかかわらず、通報を受理し、通報ログとして記録しなければならない。

(通報ログ)

第 561 条 通報内容、受付日時、受付担当者、対応状況は通報ログとして記録される。

(調査開始)

第 562 条 通報内容に合理的根拠が認められる場合、内部通報窓口は調査を開始しなければならない。

(調査主体)

第 563 条 調査は認定機関の内部監査部門および倫理委員会が行い、当該レイヤーから独立した立場で実施される。

(調査範囲)

第 564 条 調査は次を含みうる。

- 一 該当レイヤーのログの確認（範囲限定）
- 二 関係者ヒアリング
- 三 AI ログ・アクセスログの必要最小限の参照
- 四 金流記録の確認
- 五 倫理・誠実性公理への適合性チェック

(調査の文書化)

第 565 条 調査の過程および結論は調査報告書として文書化され、認定機関において保存される。

(是正措置)

第 566 条 調査の結果、不正または違反が確認された場合、認定機関は次の是正措置の一部または全部を行うことができる。

- 一 警告
- 二 改善命令
- 三 研修・再教育命令
- 四 役務停止・資格停止
- 五 レイヤー運用の一時停止
- 六 認証停止
- 七 重大な場合の制度利用資格の喪失（登録抹消等）

（改善計画）

第 567 条 是正対象レイヤーは、改善計画（CAP）を策定し、認定機関に提出して承認を得た上で実施しなければならない。

（再発防止）

第 568 条 改善計画は再発防止の観点から評価され、必要に応じて追加措置や研修が義務付けられる。

（誠実性の回復機構）

第 569 条 内部通報制度は、誠実性が損なわれた場合に、自己修正・是正・回復を可能にする制度的機構である。

（価値循環と内部通報）

第 570 条 内部通報に基づく是正措置は、価値循環（SCWEI）の滞留や腐敗を防ぎ、制度全体の公共的信頼を維持する役割を担う。

（通報妨害の禁止）

第 571 条 通報を妨げる行為、通報者を威圧する行為、通報内容の握りつぶし等は禁止される。

（虚偽通報）

第 572 条 悪意のある虚偽通報は、制度の誠実性を損なう行為であり、指導・制裁の対象となる。

(解釈)

第 573 条 本章の解釈は、前文、第 1 章（総則）、第 2 章（定義）、誠実性公理および境界原則に基づいて行う。

(規程整備)

第 574 条 認定機関は、内部通報に関する詳細な運用規程・マニュアルを整備することができる。ただし、本規程および国際的な公益通報基準（ISO 37002 等）と整合しなければならない。

第 16 章 インシデント対応 (Incident Response)

(目的)

第 575 条 本章は、制度運用に関わるすべてのインシデントを迅速・誠実・安全に処理し、学習者の尊厳・安全および制度の信頼性を守るため、インシデント対応の原則・手続・責任体制を定める。

(インシデントの定義)

第 576 条 インシデントとは、制度の安全性・公正性・誠実性を損なう、またはそのおそれのある事象をいう。具体的には以下を含む。

- 一 心理的・身体的危険の発生
- 二 試験不正・問題漏洩
- 三 AI 誤作動・AI 越権判断
- 四 情報漏洩・不正アクセス
- 五 ログ改ざん・横断参照
- 六 金流不正（混在・横断・不当謝礼）
- 七 暴力・暴言・カスハラ
- 八 差別・ハラスメント
- 九 誠実性公理・境界原則違反

(迅速性)

第 577 条 インシデント発生時、対応は可能な限り迅速に行われなければならない。

(安全性)

第 578 条 学習者および構成員の安全確保を最優先とし、必要があれば体験・支援・試験・評価を即時停止する。

(誠実性)

第 579 条 誠実性公理（意図・行為・説明・信頼の整合）に基づき、隠蔽・矮小化・虚偽報告を禁止する。

(透明性)

第 580 条 対応内容・判断理由・再発防止策は、必要な範囲で透明性をもって記録されなければならない。

(初動停止)

第 581 条 インシデント発生時、該当レイヤーはただちに当該活動を停止し、被害・危険の拡大を防止する。

(初動報告)

第 582 条 インシデント発生後、以下へ速やかに報告しなければならない。

- 一 レイヤー責任者
- 二 認定機関（内部監査部門）
- 三 倫理委員会（必要時）
- 四 AI インシデントの場合は CSO 責任者

(ログ保全)

第 583 条 インシデントに関連するログ・データは、削除・改変されないよう速やかに保全しなければならない。

(調査開始)

第 584 条 認定機関の内部監査部門は、通報・報告を受けた時点で調査を開始する。

(調査主体)

第 585 条 調査は内部監査部門および倫理委員会により実施され、該当レイヤーから独立した立場で行う。

(調査内容)

第 586 条 調査は次を含む。

- 一 ログの確認（最小限）
- 二 関係者ヒアリング

- 三 金流記録の照合
- 四 AI モデル・AI ログの検証（必要時）
- 五 境界原則・誠実性公理への適合性の確認

(調査報告書)

第 587 条 調査結果は報告書として文書化され、認定機関に保存される。

(是正措置の種類)

- 第 588 条** インシデントの種類・重大性に応じ、以下の措置が取られる。
- 一 警告
 - 二 改善命令
 - 三 再教育・研修命令
 - 四 体験・支援・試験等の一時停止
 - 五 AI 利用の停止またはモデル停止
 - 六 運用差し止め
 - 七 重大な場合の資格停止又は制度利用資格の喪失（登録抹消・資格取消）

(改善計画)

第 589 条 改善対象レイヤーは、改善計画（CAP）を策定し、認定機関の承認を得て実施しなければならない。

(再発防止策)

第 590 条 認定機関は調査結果にもとづき、プロセス改善、研修強化、情報管理改善、AI 制御強化等、制度的再発防止策を講じる。

(監査連携)

第 591 条 再発防止策は内部監査および外部監査と連携し、制度全体の改善に反映される。

(調査の中立性)

第 592 条 利害関係者は調査に関与できず、調査主体は完全な中立性を確保しなければならない。

(外観上の利害関係)

第 593 条 外観上の利害関係が疑われる場合も、中立性保持のため、調査関与は禁止される。

(誠実性文明との整合)

第 594 条 インシデント対応は誠実性文明 (Sincere Civilization) の理念に基づき、対話・透明性・誠実性・公共性を損なわない方法で行われる。

(価値循環への影響)

第 595 条 インシデントは価値循環 (SCWEI) の停滞・破壊につながるため、制度は早期発見・早期対応に努めなければならない。

(解釈)

第 596 条 本章の解釈は前文、第 1 章（総則）、第 2 章（定義）、誠実性公理および境界原則に基づいて行う。

(規程整備)

第 597 条 認定機関は、インシデント対応マニュアル、緊急連絡体制、ログ保全手順等を別途整備することができる。ただし、本規程および国際基準（ISO 22301 等の事業継続基準）と矛盾してはならない。

第 17 章 監査 (Audit)

(目的)

第 598 条 本章は、本制度における境界原則、誠実性公理、情報管理、金流管理、AI ガバナンス、学習者・構成員保護および内部通報制度が適切に運用されているかを検証し、制度の健全性と信頼性を維持・向上させるための監査制度を定める。

(監査の定義)

第 599 条 監査 (Audit) とは、制度運用の適合性・妥当性・誠実性・安全性を、独立した立場から検証する体系的な活動をいう。

(監査の原則)

第 600 条 監査は、次の原則に基づき実施される。

- 一 独立性
- 二 客觀性
- 三 透明性
- 四 証拠に基づく判断 (Evidence-based)
- 五 誠実性公理および境界原則との整合
- 六 学習者・構成員の尊厳と安全の尊重

(内部監査)

第 601 条 内部監査とは、各レイヤーが自ら行う監査であり、年 1 回以上実施されなければならない。

(外部監査)

第 602 条 外部監査とは、認定機関が制度全体に対して行う監査であり、少なくとも年 1 回実施される。

(第三者監査)

第 603 条 必要に応じて、認定機関は外部の独立した第三者機関による監査を委託することができる。

(監査対象)

第 604 条 監査の対象は制度全体であり、特に次の事項を含む。

- 一 境界原則（判断・情報・金流）の遵守
- 二 誠実性公理の遵守状況
- 三 情報管理（第 11 章）の適合性
- 四 AI ガバナンス（第 12 章）の適合性
- 五 学習者保護（第 13 章）の実施状況
- 六 制度構成員保護（カスハラ対策）の実施状況
- 七 内部通報制度（第 14 章）の機能状況
- 八 インシデント対応（第 15 章）の実効性
- 九 金流（第 10 章）の完全分離および Zero-Holding 原則の遵守

(監査計画)

第 605 条 認定機関は、毎年度の監査計画を策定し、監査範囲、方法、担当者、スケジュールを明記しなければならない。

(資料提出義務)

第 606 条 監査対象レイヤーは、監査のために必要なログ、金流記録、AI モデル情報、手順書等を監査人に提出しなければならない。

(協力義務)

第 607 条 レイヤー構成員は監査に誠実に協力し、説明、資料提供、ヒアリングに応じなければならない。

(ヒアリング)

第 608 条 監査人は必要に応じ、関係者へのヒアリングを実施することができる。

(監査評価)

第 609 条 監査評価は、次の観点から行われる。

- 一 規程への適合性（コンプライアンス）
- 二 運用の妥当性・有効性
- 三 誠実性公理の維持
- 四 境界原則の遵守
- 五 学習者・構成員保護の観点
- 六 値値循環（SCWEI）への影響

(監査報告書)

第 610 条 監査結果は監査報告書として文書化され、認定機関により保存される。

(改善勧告)

第 611 条 監査人は、必要に応じて改善勧告を行い、改善すべき事項、優先度、期限等を示す。

(改善命令)

第 612 条 認定機関は、監査結果にもとづき、レイヤーに対して是正措置および改善命令を出すことができる。

(改善計画（CAP）)

第 613 条 改善対象レイヤーは、改善計画（Corrective Action Plan: CAP）を策定し、認定機関の承認を得て実施しなければならない。

(再監査)

第 614 条 改善措置の実施後、再監査を行い、改善が有効であるか検証する。

(重大違反)

第 615 条 境界原則違反、ログ改ざん、金流不正、AI 判断、不正認定、学習者への重大な権利侵害等は重大違反として扱われる。

(一時停止)

第 616 条 重大違反が認められたレイヤーは、一時的に運用停止となることがある。

(認証停止)

第 617 条 改善が見込めない場合、認定機関は当該レイヤーの認証停止を行うことができる。

(監査結果の透明性)

第 618 条 制度の信頼性を維持するため、認定機関は監査結果の概要を必要に応じて公開することができる。

(改善状況の公開)

第 619 条 重大インシデントや重大違反に対する改善状況は、社会的説明責任の観点から公開されうる。

(監査ガイドラインとの整合)

第 620 条 監査手続は ISO 19011（監査の指針）に準拠して実施される。

(教育組織への適用)

第 621 条 教育体験および支援に関する監査は、ISO 21001（教育組織マネジメント）の原則と整合して行われる。

(誠実性文明との連動)

第 622 条 監査は、誠実性文明（Sincere Civilization）の理念を制度運用に反映させるためのメタレベルの調整機構として機能する。

(価値循環への寄与)

第 623 条 監査は価値循環（SCWEI）の停滞や歪みを検知し、改善を促すことで循環の質を高める。

(解釈)

第 624 条 本章の解釈は、前文、第 1 章（総則）、第 2 章（定義）、誠実性公理および境界原則に基づき行う。

(監査規程の整備)

第 625 条 認定機関は、監査実施要領、評価基準、報告様式等を定めた監査細則を整備することができる。その内容は本規程および国際基準と整合していなければならない。

第 18 章 著作権・権利体系 (Intellectual Property & Rights)

(目的)

第 626 条 本章は、Nozomi Eye™ 制度に関する著作物、制度設計、教育体験、支援技法、評価基準、AI モデル情報、名称、図表、ロゴ等に関する著作権・利用許諾・権利保護の体系を定め、制度の健全性、透明性、誠実性を保護することを目的とする。

(権利主体)

第 627 条 本制度における著作権および制度資産の権利主体は Nozomi LLC とする。ただし、創作的著作物の個別帰属については別途契約または規程に従う。

(制度著作物)

第 628 条 制度著作物とは次の著作物をいう。

- 一 試験問題、模範解答、採点基準
- 二 Rubric (評価基準)・学術委員会資料
- 三 教育体験 (CEPO) 設計文書・体験指針
- 四 EA 支援技法・対話フレーム
- 五 制度設計文書 (本規程を含む)
- 六 ロゴ、図表、ドキュメントレイアウト
- 七 AI モデル設計情報、AI 利用方針
- 八 SCWEI モデルおよび数理式、説明文書
- 九 誠実性文明 (Sincere Civilization) に関する制度的著述
- 十 その他、本制度の運用に必要な著作的資産

(保護される著作物)

第 629 条 制度著作物はすべて著作権法により保護され、無断での複製、翻案、頒布、転載、外部利用、商業利用を禁止する。

(学習者の著作権)

第 630 条 学習者が探究活動、教育体験、支援過程、試験等を通じて作成した成果物の著作権は、原則として学習者本人に帰属する。

(学習者生成物の利用許諾)

第 631 条 学習者生成物を制度が教育的・研究的目的で利用する場合は、学習者の同意を得なければならず、第三者への提供は原則禁止とする。

(匿名化利用)

第 632 条 制度は、統計的分析、制度改善等の目的で、個人が特定されない形に匿名化したデータを用いることができる。

(名称の保護)

第 633 条 Nozomi EyeTM、SCWEITM、Sincere CivilizationTMなどの名称は商標として保護される。

(ロゴの保護)

第 634 条 制度ロゴ、図章、視覚アイコン類は著作権および商標法により保護される。

(不正利用の禁止)

第 635 条 第三者は制度名称、ロゴ、制度文書を模倣し、誤認を与える利用や制度の信用を損なう利用を行ってはならない。

(無断利用の禁止)

第 636 条 制度著作物の無断利用、転載、複製、加工、再販売は禁止される。

(利用許諾)

第 637 条 制度著作物の外部利用には Nozomi LLC の明示的な許諾が必要である。

(非営利利用)

第 638 条 教育・研究・公益目的での非営利利用は、個別の条件の下で許諾されることがある。

(禁止される教育的利用)

第 639 条 制度の信用を損なう形での誤用、制度外基準の混入、内容改変、または誘導的利用は許諾の対象としない。

(AI モデル設計情報の保護)

第 640 条 CSO が管理する AI モデル情報、パラメータ、設定、評価指標は、制度資産として保護され、外部提供は認定機関の許可を必要とする。

(AI ログの権利)

第 641 条 AI ログは CSO の管理下にあり、著作物ではないが機密情報として保護される。

(AI 生成物の取扱い)

第 642 条 AI が自動生成した内容は、一般に人間の創作性を欠く場合、著作物としての保護対象とならないことがある。ただし、人間の関与や編集が加わる場合には著作物性が認められることがあり、個別に判断される。

(制度設計文書の権利)

第 643 条 制度設計文書（本規程、内部規程、手順書等）の著作権は Nozomi LLC に帰属し、無断で改変・引用・翻案してはならない。

(制度構造の模倣等)

第 644 条 制度の構造、レイヤー体系、境界原則、Rubric 構造、SCWEI モデル等について、誤認混同を生じさせる模倣・不正使用その他不正競争に該当する態様の利用はこれを禁止する。制度の理念・構造を参考にした研究・議論・発展を妨げるものではない。

(外部制度との連携)

第 645 条 外部制度との連携を行う場合、制度の核心構造（境界原則・誠実性公理等）が損なわれないことが条件となる。

(機密情報)

第 646 条 次の情報は機密情報とし、厳格な管理を必要とする。

- 一 ログ全般（試験・体験・EA・AI・評価・認定）
- 二 AI モデル情報
- 三 試験問題案・作問資料
- 四 Rubric 改訂案
- 五 認定審査資料

(公開情報)

第 647 条 公開可能な情報は、匿名化された統計情報、制度概要、透明性文書に限られる。

(誠実性文明との整合)

第 648 条 権利運用は誠実性文明（Sincere Civilization）の理念に従い、公共性、透明性、説明責任を尊重する方向で行われる。

(価値循環の保護)

第 649 条 権利侵害や不正利用は価値循環（SCWEI）を阻害するため、制度は権利保護および適正利用を積極的に推進しなければならない。

(解釈)

第 650 条 本章の解釈は、前文、第 1 章（総則）、第 2 章（定義）、誠実性公理および境界原則に基づいて行う。

(規程整備)

第 651 条 必要に応じて、認定機関および Nozomi LLC は、本章の運用に関する細則、ライセンス規程、利用許諾文書等を整備できる。